

品川区教育振興基本計画 品川区教育ビジョン

アクションプラン



2025（令和7）年11月
品川区教育委員会

アクションプラン策定にあたって

品川区教育委員会では、令和 7 年 3 月に策定した「品川区教育振興基本計画」を着実に進めるため、令和 7 年度から 11 年度までの行動目標と取り組みをまとめたアクションプラン「for my own great voyage」を策定しました。

品川区教育振興基本計画では、ビジョンとして「子どもたちの笑顔でつながる共生社会～みんなのウェルビーイングを目指して～」を定め、品川区が目指す教育として「個人と社会のウェルビーイングを実現するための子どもの資質・能力の育成」を掲げています。

「品川区版学びの羅針盤」として示している大海原のイメージ図は、子どもたちが、多様な人々と協力しながら、自らの手で自らの航路を選択していく、そのために必要な資質・能力を身に付けることができる教育を進めていくことを表したものです。

急速に変化する社会において、子どもたちが心身ともに健康で、様々な課題に対応する力を持ち、多様性を尊重しながら、一人ひとりの可能性が開花し、個性を輝かせることができるよう、個々の能力を最大限に伸ばすことができる教育環境の実現を目指しています。

本アクションプランでは、「ウェルビーイング教育の推進」「レジリエンス育成の推進」「ダイバーシティ & インクルージョンを実現する教育の推進」「個別最適で協働的な学びを実現する環境整備」の 4 つの重点施策を、施策横断的な取組としてまとめました。

この 4 つの重点施策を中心に、施策体系に示す取組を進めてまいります。

本アクションプランをご覧ください、品川区の教育の新たな方向性と具体的な行動計画をご理解いただくとともに、その実現に向けてご協力いただければ幸いです。

令和 7 年 11 月
品川区教育委員会



品川区版

学びの 羅針盤 - 2030 -

私たちが望む品川

子どもたち つながる

～みんなのウェルビー

子どもたちが自分らしい幸せな人生を送るために、ウェルビーイングの実現に向けて、自身の航路を自ら選択できるように学ぶ必要があります。

区は、子どもたちが自らの航路を選択できるよう、「品川区版学びの羅針盤 2030」を作成しました。

困難な社会を乗り越えるための知識やスキルなどを身に付け、共生社会の担い手となれるよう育みます。

子どもたちが目的意識を持ち、自身の責任を果たしながら、周囲の人々と協力し合い、社会を良くするために学べるように、子どもの視点や意見を尊重しながら区民との協働により取り組んでいきます。

基盤

地域とともにある
学校づくり

3校種体制における
学校教育の推進

9年間の
一貫したカリキュラム

土台

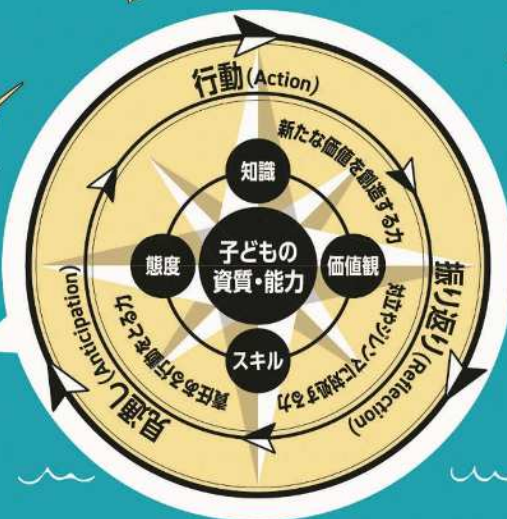
幼児教育と義務教育の円滑な接続

の未来(ビジョン)

の笑顔😊で 共生社会

イングを目指して～

Well-being



4つの重点施策で区が目指す教育の未来

「個人と社会のウェルビーイングを実現する力」

自らの目標を決めて学び、責任をもって行動する力(エージェンシー)の発揮

周囲の人々とともに協力し高め合い、社会全体をより良くするために学ぶ

新たな価値を
創造する力

責任ある行動を
とる力

困難を乗り越える力の育成＝
知識、スキル、態度、価値観
(コンピテンシー)

対立やジレンマに
対処する力

アクションプラン策定にあたって	1
品川区版 学びの羅針盤	2

【目 次】

第1章 計画の基本的な考え方	5
1 アクションプラン策定の趣旨	6
2 アクションプランの目的	7
3 重点施策について	8
4 アクションプランの進行管理	12
5 アクションプランの期間	12
第2章 施策の体系	13
第3章 教育施策の具体的な展開	19
柱1 一人ひとりの資質・能力を育成する教育	20
方針1 幅広い知識・専門的能力の育成	20
方針2 確かな学力の育成	23
方針3 豊かな心・健やかな体の育成	27
方針4 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成	38
方針5 グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成	40
方針6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	43
柱2 誰一人取り残さないきめ細やかな教育	48
方針7 ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育	48
方針8 社会・経済状況によらない教育の実現	55
方針9 充実した生涯学習・社会教育の機会の確保	57
柱3 学びを支える教育体制の確保	60
方針10 教職員の養成およびサポート・指導体制の確保	60
方針11 教育DXに向けたICT環境の整備	66
方針12 安全・安心な教育環境の整備	69
第4章 用語解説	73

第1章

計画の基本的な考え方

1 アクションプラン策定の趣旨

品川区では、令和7年3月に、令和7年度から令和11年度を計画期間とする教育振興基本計画・品川区教育ビジョン（以下「計画」）を策定しました。

本計画では、「子どもたちの笑顔でつながる共生社会～みんなのウェルビーイングを目指して～」をビジョンとして示し、区が目指す教育を「個人と社会のウェルビーイングを実現するための子どもの資質・能力の育成」としています。そして、そのための方策として3つの柱と12の方針を定めました。

＜ビジョン～私たちが望む品川の未来＞

子どもたちの笑顔でつながる共生社会
～みんなのウェルビーイングを目指して～

＜品川区が目指す教育＞

**個人と社会のウェルビーイングを実現するための
子どもの資質・能力の育成**

基本的な柱	施策推進における 12 の方針
柱1 一人ひとりの資質・ 能力を育成する教育	1 幅広い知識・専門的能力の育成
	2 確かな学力の育成
	3 豊かな心・健やかな体の育成
	4 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
	5 グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成
	6 学校・家庭・地域の連携・協働による教育
柱2 誰一人取り残さない きめ細やかな教育	7 ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育
	8 社会・経済状況によらない教育の実現
	9 充実した生涯学習・社会教育の機会の確保
柱3 学びを支える 教育体制の確保	10 教職員の養成およびサポート・指導体制の確保
	11 教育 DX に向けた ICT 環境の整備
	12 安全・安心な教育環境の整備

円滑な施策推進のための基盤

地域とともにある
学校づくり

3 校種体制における
学校教育の推進

9 年間の
一貫したカリキュラム

基盤をより強固なものにするための土台

幼児教育と義務教育の円滑な接続

本計画を推進していくために、今回、アクションプランを策定しました。本プランでは、方策として示した3つの柱、12の方針に、教育委員会で実施している各施策を紐づけ、今後の展開や目指す方向性を具体的に示しています。本プランの内容を、教育委員会、学校・教職員、子どもたち、家庭・地域など広く周知・共有していく中で、教育に関わる全ての者が軌を一にして、本計画の実現を目指すことができるようにしていきます。

2 アクションプランの目的

アクションプランの目的は、本計画の目的達成のために具体的な行動となる施策を柱・方針ごとに明確に示し、年度ごとの実行に移すことです。各施策のこれからの道筋を示し、計画的に行動することで、施策の実現の可能性を高めていくことを目指します。

アクションプランの目的は、大きく以下の3点となります。

(1) 目標達成

目標を達成するために、何をいつまでに、どのように実行するかを明確にし、計画的に行動できるようにしていきます。

(2) 行動の明確化

目標達成に向けて、具体的な施策を3つの柱、12の方針に紐付け、どの部署がどのように施策を展開していくのか行動を明確にしていきます。

(3) 進行管理

行動計画を立てるだけでなく、定期的に進捗状況を確認できるようにし、必要に応じて計画を修正することで、目標達成をサポートしていきます。

また、今回の計画では以下の4点を重点施策として取り組んでいきます。重点施策についても、その目的や考え方、関連する施策を示していくことで、全ての区立学校で方向性をそろえて取り組んでいけるようにしていきます。

重点施策

- ウェルビーイング教育の推進
- レジリエンス育成の推進
- ダイバーシティ＆インクルージョンを
実現する教育の推進
- 個別最適で協働的な学びを実現する環境整備

3

重点施策について

本計画では、「子どもたちの笑顔でつながる共生社会～みんなのウェルビーイングを目指して」をビジョンとして示し、「個人と社会のウェルビーイングを実現するための子どもの資質・能力の育成」を品川区が目指す教育として位置付けています。

このビジョンや目指す教育を実現するために基本的な3つの柱と12の方針を示しています。その中でも特に、以下4点を重点施策として、品川区の教育を推進していきます。

1 ウェルビーイング教育の推進

品川区教育委員会は、社会の変化が激しく、将来の予測が困難な時代を生き抜き成長していく子どもたちが、心理的安全が確保されている中で、自分自身のウェルビーイングを実現するとともに社会全体のウェルビーイング実現の担い手となれるようにしていきます。

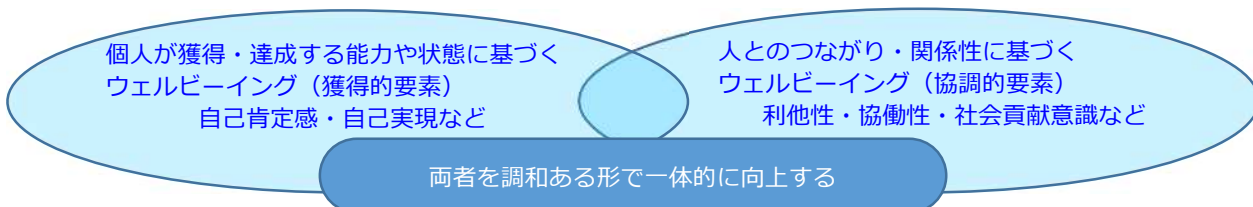
【関連施策】

柱1 方針1 主な取組2

◇ウェルビーイング教育の重点校・推進校を指定、先駆的な取組を推進していきます。

【ウェルビーイング教育】

自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育みながら、自分自身や社会全体のウェルビーイングを向上していく教育を「ウェルビーイング教育」として推進していきます。



ウェルビーイングについて、児童・生徒が理解するためには、生活の中でどのようなときに心地よさを感じるか、自分が何を大切にしているかを自覚することが大切です。先行的に取り組んでいる学校では、「希望」「友情」「多様性」などウェルビーイングの要因に意識を向け、自分だけでなく他者や学級・学校・社会全体のウェルビーイングについても理解を深めています。

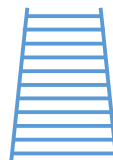
【ウェルビーイング指標】

品川区教育ビジョンを実行していく中で、児童・生徒のウェルビーイングに関連する指標に基づくアンケートを定期的に行い、学校での教育活動や各種教育施策の改善を図ります。

ウェルビーイング指標の例：

- ・自分には、よいところがあると思いますか。
- ・いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。
- ・学校に行くのは楽しいと思いますか。
- ・普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか。
- ・学校や身近な地域をよくするために、自分から活動できますか。
- ・「ウェルビーイング」という言葉を知っていますか。 など...

- ・自分にとって、もっともよい生活を10、もっともわるい生活を0としたときに、現在の生活はどれくらいだと感じますか。



10 段目：もっともよい生活

0 段目：もっともわるい生活

2 レジリエンス育成の推進

レジリエンスとは、直面した困難に対してたくましく、しなやかに立ち向かい、乗り越える能力となります。子どもたちがレジリエンスを身に付けていくためには、自分にはできると思える感覚や自分を信じられる感覚などの自己肯定感をもてるようにしていくことが求められます。

品川区教育委員会では、子どもたちが達成感や他者とのつながりの中からもたされる自己肯定感を基盤として、主体性や創造力を育み持続可能な社会の創り手を担うことができるようにしていきます。また、そのための、子どもたちを支える教師の指導・支援をより充実できるようにしていきます。

【関連施策】

柱1 方針2 主な取組2

◇主体性や創造力を育み、自律した学習者の育成に向けて探究的な学習を推進していきます。

柱1 方針3 主な取組2・4

◇全ての教員が発達支持的生徒指導を基盤として、個々の子どもたちに応じた前向き行動支援を実施できるようにしていきます。

◇子どもたちの非認知能力を高め、心身の安定を図るための取組を実施していきます。

【レジリエンスを育む教育】

学校生活を送る上で、多くの児童・生徒が人間関係で悩んだり、学習面や心理面・進路面で不安や悩みを抱えたりします。令和4年に改訂された「生徒指導提要」では、こうした課題に対応するため、「社会性の発達を支援するプログラム（ソーシャル・エモーショナル・ラーニング等）」を実施するとしています。

品川区では、3年生、5年生および8年生で非認知スキルを向上する学習として「うれしい」「イライラする」などの自己の感情について知り、その感情に対してどのように対処していくのかを考える取組を行っています。

【探究的な学習】

品川区では、3年生以上の学年で市民科一貫プランの中で、探究的な学習を実施しています。探究的な学習では、子どもたちが、自身の探究課題をもって学習を進めていきます。対話や体験などから集めた情報の整理・分析を通して、自分の考えをまとめ・発表する活動を繰り返しながら達成感や自信など学習の成果を得ていきます。

豊かな体験によるリアルな情報、身近（地域等）な多様な立場の人からの情報、本・インターネット・取材からの情報、これまでの経験や学びからの情報、各教科等で習得した資質・能力の活用、1人1台端末（アプリ）の活用など、様々なツールを活用できるようにしていきます。

【発達支持的生徒指導】

令和4年に改訂された「生徒指導提要」において、子どもの成長・発達を支える生徒指導への転換を目指すことの重要性が示され「発達支持的生徒指導」の充実が求められています。「発達支持的生徒指導」は、生徒指導の基盤であり、以下の3点がポイントとなります。

・特定の課題を意識しない ・全ての児童生徒が対象 ・全ての教育活動において進めていく

3 ダイバーシティ＆インクルージョンを実現する教育の推進

現在、どの学校においても多様な個性や特性を有する子どもが在籍している実態があります。こうした多様性を包摂し、一人ひとりの意欲を高め、可能性を開花する教育の実現に向けては、ダイバーシティ（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包括性）の視点をもつことが大切です。

品川区教育委員会では、誰一人取り残さない教育の推進に向け、個々のニーズに応じた不登校支援を展開していくとともに、特別な支援を要する子どもたちへの支援員の配置や特別支援学級等の整備を推進していきます。また、支援の際には、子どもたちや保護者との対話を重視し、学校での様子を丁寧に説明し十分な理解を得るとともに、願いや思いを大切にしながら合意形成を図っていきます。

【関連施策】

柱2 方針7 主な取組3

◇個々の子どもの実態に応じた不登校支援を充実していきます。

柱3 方針7 主な取組4

◇多様なニーズに対応するべく、特別支援学級等の整備を図っていきます。また、一人ひとりの子どもを支え、学級の円滑な運営に向けた支援員を配置していきます。

【特別支援教育推進計画の策定】

障害のあるなしに関わらず、共に触れ合い、共感し合うことをとおして、全ての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指して、特別支援教育の充実を図っています。個別の教育的ニーズのある子ども一人ひとりの教育環境の一層の充実を図るため、学識経験者等の様々な方からの意見を踏まえ、長期的な特別支援教育における推進計画を策定していきます。策定される推進計画に基づき、環境や教材整備、適切な指導および必要な支援の充実を図っていきます。

【不登校支援の充実】

様々な状況にある子どもたちの学習機会を保障するために、不登校支援に関する施策の推進を進めています。校内の支援策としては、校内別室の設置および校内別室指導支援員の配置を全区立学校で導入し、学校には行けるが、教室に入れない子どもたちの支援を実施します。学校外の支援として、教育支援センター「マイスクール」の開設、オンライン教育支援センターによる支援、情報発信ツールとしての「不登校支援ポータルサイト～ぷらっと～」、フリースクールの利用料等助成事業を引き続き充実していきます。

今後、不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様な学校の開設に向け、計画・準備を進め行く予定です。

4 個別最適で協働的な学びを実現する環境整備

これからの学校教育で大切にすることとして「多様な子ども一人ひとりが自立した学習者として学び続ける」ことや「自ら学習を調整しながら学んでいくことができる」ことなど、学びの自己調整の重要性が示されています。

これまで学校教育の成果として、基礎的・基本的な知識および技能の習得などが挙げられます。一方で、教師主導型の一方向的な授業展開やグループ学習が単なる発表をし合う学習で終わっている「活動あって学びなし」の授業展開が散見されている現状もあります。教師の資質として指導の幅をもって、目の前の子どもの実態や状況に応じて授業を組み立てる力が求められます。また、協働的な学びをとおして、一人では生み出せない新たな気付きや広い理解を生み出し、次の学習への意欲へつなげていくことも大切です。

品川区教育委員会では、授業改善を図る取組を推進するとともに、個別化していく中で、学びの進度の差が広がり、教師によるマネジメントがより難しくなっている現状を踏まえた学校への支援に努めていきます。

【関連施策】

柱3 方針10 主な取組1・2 方針11 主な取組1～3

◇人材や環境等を充実し教職員の働き方改革を進め、子どもの学びを支えていきます。

【教育 DX の充実】

教職員には、1人1台のパソコンを、子どもたちには1人1台のタブレットを配備しています。

ICT 機器を快適に利用することができるよう、教育 ICT 環境の整備を行うとともに、端末等の活用をサポートするため、各学校に ICT 支援員を派遣しています。子どもたちの端末には、様々な、デジタル教材を導入して、学びの充実につながるようにしています。

今後、様々な教育データを集約・可視化し、わかりやすく簡便に把握するためのツールとして、教育ダッシュボードの構築を検討し、さらに子どもたちの学びの充実、教職員の授業支援を推進していきます。

【働き方改革の推進】

教員が本来担うべき業務の時間を確保できるよう、教員業務の一部（指導を除く）を補助するための様々な人材を配置しています。また、「学校講師」や「指導助手」を配置し、各学校の教育活動の充実を図っています。

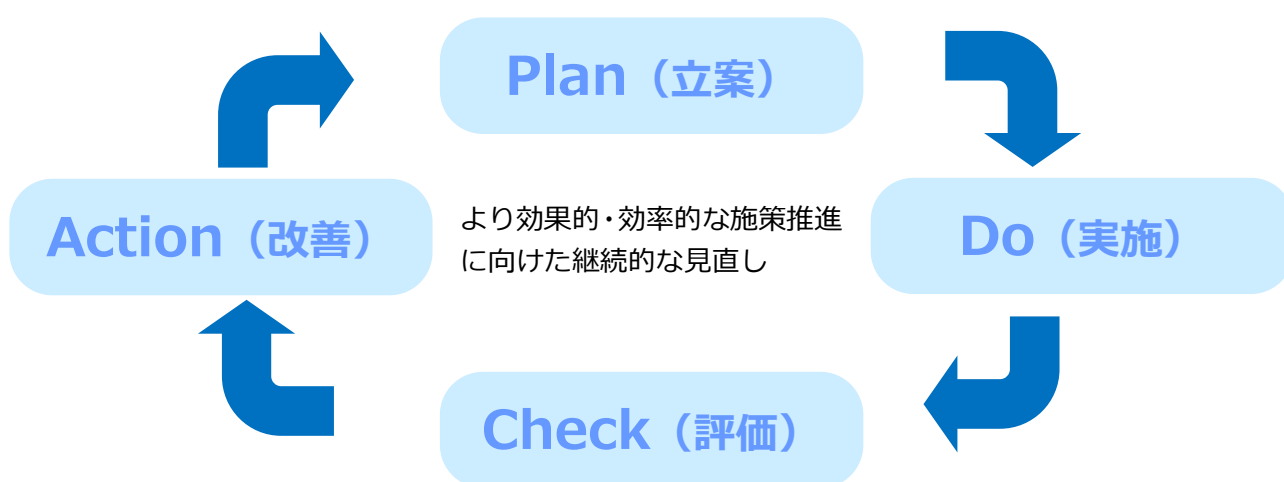
学校で発生する様々なトラブルへの対応については、相談窓口を設け、専門家へ随時相談できる体制を構築しています。教職員の働き方改革の一環として、平日の早朝や夜間の勤務時間外の電話対応や勤怠の管理の電子システム化を図っています。

4 アクションプランの進行管理

本計画と同様に、PDCA サイクルにより、目標の実現に向けた進行管理を実施していきます。各施策の推進や取組の実施にあたり、定期的の実施状況の把握・点検を行い、その結果を計画の見直しに反映できるようにしていきます。

Plan・Do については、各種データを用いて根拠に基づく的確な施策推進を進めていきます。また、Check については、外部有識者を交えての評価を行い、その結果を公表していくとともに、毎年度、保護者および児童・生徒アンケートを実施し、調査結果を教育施策・事業の改善に役立てていきます。

【PDCA サイクルによる進行管理のイメージ】



5 アクションプランの期間

計画と同様に、令和7年度から令和11年度を期間としますが、アクションプランについては、毎年度の見直しに応じて適宜加筆・修正していきます。

第2章

施策の体系

柱1 一人ひとりの資質・能力を育成する教育

方針1 幅広い知識・専門的能力の育成

主な取組	1	未来を切り拓く力をもつ児童・生徒の育成	品川教育検討委員会
	2	ウェルビーイング教育の推進	重点校、特別推進校、推進校
	3	特色ある教育活動の推進	各学校の特色を生かした教育活動
	4	伝統文化体験	学校茶道、和楽器（箏）
	5	進路選択・進路指導	進路指導主任会

方針2 確かな学力の育成

主な取組	1	9年間の一貫したカリキュラム（一貫教育）の推進	品川区立学校教育要領、3校種体制における学校教育の推進
	2	探究的な学習の推進	市民科一貫プラン
	3	きめ細やかな指導の充実	少人数・習熟度別学習、小学校・義務教育学校（前期課程）教科担任制
	4	学力定着度調査の実施	品川区学力定着度調査、全国学力・学習状況調査
	5	教科等検討部会の開催	各教科等検討部会

方針3 豊かな心・健やかな体の育成

主な取組	1	人権教育の推進	中学生広島平和使節派遣事業、青少年長崎平和使節派遣事業、人権同和教育研修、人権標語・ポスター展、お肉の情報館の活用、食肉市場職員派遣授業
	2	生徒指導の充実	生徒指導提要、前向き行動支援、発達支持的生徒指導
	3	体力向上の推進	東京都統一体力テスト、品川アクティブライフプロジェクト
	4	健康・安全教育の推進	がん教育、生命の安全教育、「心」と「体」の健康教育
	5	多様性理解・多文化共生の推進	しながわ多様性理解・多文化共生推進事業、ブラインドサッカー体験教室、手話
	6	幼児教育と義務教育の円滑な接続	とうきょうすくわくプログラム、幼保小の架け橋プログラム、幼児教育研修会
	7	連合行事	音楽鑑賞教室、英語学習成果発表会、特別支援学級連合スポーツ大会、理科発表会

	8	移動教室・修学旅行	日光移動教室・磐梯高原移動教室、修学旅行
	9	給食運営	給食内容、産直・低農薬野菜等の導入、食物アレルギー対応、学校給食費
	10	学校の保健運営	学校環境衛生検査、定期健康診断、学校医等設置
方針 4 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成			
主な取組	1	市民科の充実	市民科学習、一貫プラン、市民科検討委員会、市民科調査研究会、新任転任教員研修・推進教員研修
	2	しながわドリームジョブ	しながわドリームジョブ
方針 5 グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成			
主な取組	1	経済体験活動・経営体験活動	スチューデント・シティ、ファイナンス・パーク、CAPS（キャップス）
	2	品川英語力向上推進プラン	ALT・JTE、ジュニア・イングリッシュキャンプ、グローバル人材育成塾、イングリッシュキャンプ、品川オンライン英会話レッスン、スコア型 4 技能検定の実施
	3	英検チャレンジ事業	英検チャレンジ事業
方針 6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進			
主な取組	1	品川コミュニティ・スクール	学校地域コーディネーター、品川コミュニティ・スクール DAY、品川地域未来塾、学校評価、品川 CS ポートフォリオ
	2	部活動の地域移行	しながわ地域 TEAM ACT（地域部活動）、学校部活動指導業務委託、部活動指導員
	3	PTA 活動の支援	家庭教育学級等、家庭教育講演会、家庭教育力の向上支援
	4	保護者アンケートおよび児童・生徒アンケートの実施	保護者アンケートおよび児童・生徒アンケート

柱2 誰一人取り残さないきめ細やかな教育

方針7 ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育

主な取組	1	合理的配慮・合意形成に基づく支援	教育のインクルージョン、就学相談・転学相談
	2	いじめ防止対策	いじめ予防プログラム、品川学校支援チーム HEARTS、品川区いじめ根絶協議会・品川区いじめ対策委員会
	3	不登校支援	教育支援センター、校内教育支援センター、オンライン教育支援センター、不登校支援ポータルサイト、フリースクール利用料等助成金、学びの多様化学校の開設
	4	特別支援教育の充実	特別支援教育推進計画、特別支援学級等の充実、支援員、学校生活支援シート・個別指導計画
	5	教育相談の充実	教育相談室、スクールカウンセラー、巡回相談員

方針8 社会・経済状況によらない教育の実現

主な取組	1	就学援助	就学援助
	2	教育の無償化	補助教材費保護者負担軽減事業、特別支援学校私費負担軽減補助事業、修学旅行費用無償化、標準服購入費用無償化
	3	帰国児童・生徒等支援	日本語教室

方針9 充実した生涯学習・社会教育の機会の確保

主な取組	1	文化財の保護と活用	文化財の保護、文化財の活用、文化財保護審議会
	2	学校図書館の充実	学校図書館運営支援業務委託
	3	図書館運営	品川区子ども読書活動推進計画、児童サービス、はじめてのえほん よんで よんで 事業、ティーンズサービス、電子図書館

柱3 学びを支える教育体制の確保

方針10 教職員の養成およびサポート・指導体制の確保

主な取組	1	区固有教員の採用	採用・育成等
	2	学校職員等の配置	スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、エデュケーション・アシスタント、学校講師、指導助手
	3	教職員の健康管理	健康診断、ストレスチェック、産業医面接
	4	相談体制の構築	学校トラブル総合相談、学校トラブル法律相談、スクールロイヤー
	5	教員研修の充実	若手教員育成研修・中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、職層研修、中堅教員研修
	6	研究推進	校内研究、品川区研究学校（園）、教育会

方針11 教育DXに向けたICT環境の整備

主な取組	1	学校ICTの推進	校務システム、1人1台端末、環境整備
	2	教育DXの推進	デジタル教材 教育ダッシュボード
	3	業務環境の整備	夜間等電話対応委託、出退勤システム

方針12 安全・安心な教育環境の整備

主な取組	1	学校改築の計画的な推進	学校改築
	2	学校施設の整備	校舎等の整備、外壁・屋上改修、学校体育施設整備、学校維持補修、学校維持管理
	3	通学路の安全	通学安全確認業務等、安全・安心総点検
	4	83運動	83運動

第3章

教育施策の具体的な展開

一人ひとりの資質・能力を育成する教育

- 知性と感性に富んだ人間性ととも、社会や世界に向き合い、自らの人生を切り拓く資質・能力を身に付けた子どもを育てます。
- 豊かな心と健康を土台にした9年間の義務教育における一貫したカリキュラムをととして、主体的・対話的で深い学びや個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、基礎的な学力、学び続ける姿勢、人権を尊重する態度などを養います。
- 人格形成の基礎を培う幼児教育と義務教育を円滑に接続し、学校・家庭・地域との連携や協働を図りながら、一人ひとりに生きる力の礎となる豊かな情操、道徳心、心身の健康などを育みます。
- グローバル化（国際化）、Society5.0の到来、人工知能（AI）の発達など、社会を取り巻く状況を幅広い視点で捉えながら、未来に向かって全ての子どもが自分らしい人生を築き、持続可能な社会の担い手となる人材の育成を目指します。

方針1 幅広い知識・専門的能力の育成

目指す姿

- ◆ 持続可能な社会の担い手として知性と感性に富み、希望に満ちた未来を自ら切り拓いていける基礎となる幅広い知識、スキル、態度および価値観を身に付けるとともに、それらを活用して様々な場面で適切に対応することのできる子どもたちが育っていきます。

主な取組1 未来を切り拓く力をもつ児童・生徒の育成

これまでの教育改革「品川教育ルネサンス-For The Next Generation-」をととして作り上げてきた3つの取組「地域とともにある学校づくり」「3校種体制における学校教育の推進」「9年間の一貫したカリキュラム」を、引き続き基盤として活用し、品川区教育振興基本計画に基づく施策のより確実な実行に努めます。

品川教育検討委員会

一貫教育の推進および今後の教育課題への対応について協議するために、品川教育検討委員会を設置しています。検討委員会では、教育長の諮問に応じ、区の教育の理念やそのための施策、品川区立学校教育要領の策定など区の教育の推進に向けて検討していきます。今後は、学習指導要領の改訂を見据え、品川区立学校教育要領の改訂などについて検討を進めていく予定です。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
品川教育検討委員会	一貫教育の推進および今後の教育課題への対応について協議	継続			
	・品川区立学校教育要領の改訂に向けた検討	検討	改訂	周知	
	・教科等検討部会の開催	継続			

主な取組２ ウェルビーイング教育の推進

ウェルビーイング教育の推進に当たっては、ウェルビーイングの概念と一人ひとりのウェルビーイングの具体的な在り方を結び付ける枠組みが必要です。教育活動の様々な場面にウェルビーイングの視点を取り入れ、将来において個人と社会のウェルビーイング実現の担い手になれるよう、その資質・能力を育てていきます。

今年度より重点校、特別推進校および推進校を指定し、市民科をはじめとする各教科において、子どもたちのウェルビーイングの意識向上と周囲との関わりにおけるウェルビーイングの意識変容を実証していきます。教育課題である不登校やいじめの対策をはじめ、子どもたちはもとより、保護者や地域の方々にもウェルビーイングの考え方を周知していきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
ウェルビーイング教育の推進	重点校１校、特別推進校３校、推進校１２校を指定	継続	全校展開		

主な取組３ 特色ある教育活動の推進

区では、これまでの教育改革で培ってきた成果を生かし、学校の実情に応じた特色ある教育活動を展開するため、各学校からの提案に基づく予算編成を行っています。各学校からは、教育目標の達成に向けた取組や地域性を生かした事業など、様々な創意工夫を図った施策の提案がされています。

【各学校でこれまで実施してきた教育活動（例）】

・学習支援事業

…授業等での子どもたちへの学習支援を行う学習支援ボランティアの配置や、放課後や長期休業期間に指導助手や退職教員等を活用して学力向上を図る基礎学力向上事業などを実施しています。子どもの実態に応じて指導・支援を行い、学習意欲や学力の向上につなげています。

・東海道歴史探訪事業

…旧東海道の名所旧跡をウォークラリー形式で巡りながら、保護者や地域の協力のもと、歴史上の人物に扮した寸劇やガイドによる解説を聞きます。歴史への興味・関心が高まるとともに、保護者や地域とのつながりが広がる事業となっています。

・学校近隣大学・大学病院等との連携事業

…大学教授による「いのちの授業」やキャリア教育の一環として医療現場での体験学習を実施しています。健康や命の大切さに気が付くとともに、医療の仕事への関心・意欲の向上につながる事業となっています。

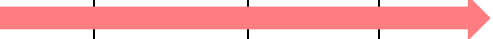
・高知県と連携した食育事業

…歴史的に高知県とのつながりが深いことから、食育に関する出前授業を実施しています。第一次産業への興味関心を高めるとともに、土佐弁や高知県全体への理解を深められる事業となっています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
特色ある教育活動	全区立学校から申請	継続			

主な取組 4 伝統文化体験

伝統文化を体験することを通して、子どもたちが日本の伝統文化のよさや豊かさに気づき、その価値や意義を理解していきます。また、国際化が進展する中、子どもたちが国際社会に貢献し、異文化に対する理解を深め、異なる文化をもつ人々と協調していく態度を育てていくことにもつながります。区では、品川区立学校教育要領に基づき、茶道や箏を全ての子どもたちが体験できるようにしています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
学校茶道	3・4年生の市民科で実施	継続  ※R12以降は区立学校教育要領の改訂に応じて実施			
和楽器（箏）	5年生の音楽科で実施 7年生または8年生の音楽科で実施	継続  ※R12以降は区立学校教育要領の改訂に応じて実施			

主な取組 5 進路選択・進路指導

子どもたち一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促す教育を、市民科を中心に全教育活動を通じて行っていきます。その中で、子どもたちが主体的に義務教育修了後の進路を選択することができるよう、組織的かつ計画的に進路指導を行います。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
進路指導主任会	全小・中・義務教育学校教員対象 1回 中学校・後期課程教員対象 1回	継続  継続 			

方針 2 確かな学力の育成

目指す姿

- ◆子どもたちは、自主・自立の志をもち、自身に満ちた人生を創造できるように新しい時代を切り拓くための学力と学び続ける態度が身に付いています。
- ◆子どもたちは、自己の在り方・生き方を考えながら課題を発見し、よりよく解決していくために教科の概念を学び、本質を理解し、教科横断的に活用することができています。

主な取組 1 9年間の一貫したカリキュラム（一貫教育）の推進

（1）品川区立学校教育要領

区では、義務教育9年間を一貫として捉える視点に基づき、国の学習指導要領に則りながら、一貫した教育課程を編成するための基準となる品川区立学校教育要領を定めています。この中で、1年生からの英語科や市民科の内容を示しており、区独自の教育も展開しています。今後、国の動向を注視し、学習指導要領の改訂内容等を踏まえ、品川区立学校教育要領について改訂をしていきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
現行品川区立学校教育要領	全区立学校で実施	継続			
改訂品川区立学校教育要領	改訂に向けての検討		改訂	周知	

【参考：現行品川区立学校教育要領の標準授業時数】

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	合計	第7学年	第8学年	第9学年	合計
国 語	315	315	245	245	175	175	1470	140	140	105	385
社 会	-	-	70	90	100	105	365	105	105	140	350
算数/数学	140	175	175	175	175	175	1015	140	105	140	385
理 科	-	-	90	105	105	105	405	105	140	140	385
生 活	105	105	-	-	-	-	210	-	-	-	-
音 楽	70	70	60	60	50	50	360	45	35	35	115
図画工作/美術	70	70	60	60	50	50	360	45	35	35	115
家庭/技術・家庭	-	-	-	-	60	55	115	70	70	35	175
体育/保健体育	105	105	105	105	90	90	600	105	105	105	315
英 語	35	35	35	35	70	70	280	140	140	140	420
市民科	85	85	140	140	140	140	730	120	140	140	400
総授業時数	925	960	980	1015	1015	1015	5910	1015	1015	1015	3045

（２）３校種体制における学校教育の推進

平成 27 年の学校教育法の一部改正に伴い、平成 18 年度から順次設置してきた施設一体型小中一貫校 6 校を平成 28 年度に「義務教育学校」として位置付けました。

現在、小学校、中学校、義務教育学校の 3 つの校種を設置しており、義務教育 9 年間の一貫教育における「連携グループ」を中学校・義務教育学校ごとに設定しています。「連携グループ」は 1 つの中学校・義務教育学校と通学区域を共有する 1 ～ 3 校の小学校・前期課程とで構成しています。学校を選択できる良さを保ちながら、「地域とともにある学校づくり」を推進しています。

【区で設置している 3 つの校種】

- 小学校 … 1 ～ 6 年生が在籍します。31 校の区立小学校があります。
- 中学校 … 7 ～ 9 年生が在籍します。9 校の区立中学校があります。
- 義務教育学校… 1 ～ 9 年生が在籍します。1 ～ 6 年生を前期課程、7 ～ 9 年生を後期課程とします。
6 校の区立義務教育学校があります。

【一貫教育の連携グループ】



主な取組 2 探究的な学習の推進

現在、区では市民科一貫プランの中で探究的な学習を行っています。令和 7 年度は探究的な学習を実施していく中で、改めて一貫プランの内容等を振り返り、次年度以降さらに推進できるようにしていきます。研究指定校の取組を全体へ共有するなどしながら、各学校の探究的な学習が推進できるようにしていきます。

今後、改訂される品川区立学校教育要領や市民科の動向を踏まえ、探究的な学習についてもその在り方を示していきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
探究的な学習	全区立学校で実施（市民科一貫プラン内）	継続		周知	
研究指定校	伊藤学園（2 年目）	継続			
2 年指定	豊葉の杜学園（1 年目）				
校内研究	各学校に応じて推進	継続			

主な取組3 きめ細やかな指導の充実

(1) 少人数・習熟度別学習

少人数指導とは、意図的に学級の人数よりも少ない人数で編成した学習集団による指導のことです。また、習熟度別指導とは、学習を進めていく過程で、子どもたちの理解度や習熟の程度等に応じて、学習集団を編成して行う指導のことです。

東京都教育委員会は、各学校における、子どもたちの「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて、効果的な少人数・習熟度別指導を全都的に展開できるようにするため、「東京方式習熟度別指導ガイドライン《小学校算数、中学校数学》」、「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《中学校 英語》」を新たに策定しています。本区においても、本ガイドラインに則り少人数・習熟度別指導を行っています。

習熟度別指導の実施に当たっては、以下の点を必須事項としています。

- ① 児童・生徒一人一人の特性を理解するとともに、習熟の程度等を的確に把握する。
- ② 児童・生徒の理解や習熟の程度等に応じて、「確かな学力」を育むための効果的な学習集団を編成する。
- ③ 学習に遅れやつまずきのある児童・生徒の学習集団においては、必要に応じて、前学年までの既習事項の学び直しや反復学習などによる「補充的な指導」を行う。
- ④ 習熟が早く、更に学習を進めていきたい児童・生徒の学習集団においては、発展的な内容の学習や課題学習などによる「発展的な指導」を行う。
- ⑤ 効果的な学習指導を推進するため、学習集団の特性に応じて教材・教具等を工夫して活用する。

(2) 小学校・義務教育学校（前期課程）教科担任制

小学校・前期課程における教科担任制については、学級担任外教員が複数配置される学校において、音楽科・家庭科等の技能系教科を中心とした特定教科の専科指導を実施してきました。さらに、授業の質の向上と教師の負担軽減を図る観点から、小学校教科担任制のための加配教員の配置や、学校の実情に応じて学級担任間の授業交換も組み合わせる教科担任制を推進しています。

また、一貫教育を推進する観点から小学校・前期課程の5・6年生に対し、中学校・後期課程の教員が指導するなど、専門性の高い教科指導を実現し、中学校・後期課程への円滑な接続を図るよう、教科担任制を推進しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
少人数・ 習熟度別学習	算数・数学科、中学校・後期課程の 英語科で実施	継続			
小学校・義務教育学校 （前期課程）教科担任制	小学校・前期課程の5・6年生にお いて可能な限り実施	継続			
校内での取組	学級担任間の授業交換 中学校・後期課程教員による指導等	継続			

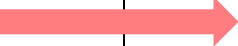
主な取組 4 学力定着度調査の実施

(1) 品川区学力定着度調査

品川区立学校教育要領に示された教科の目標や内容の定着状況を把握し、教育課程や指導方法等に関わる課題を明確にすることで、その充実・改善を図るとともに、区の教育施策に生かしています。また、各学校は、調査結果を基に自校の指導の成果や課題を経年で把握することをとおして、短期・中期・長期的な視点で解決策を立て、子どもたち一人ひとりの学力の向上を図っています。

【実施学年および教科】

- ・第2・3学年：国語・算数・アンケート調査
- ・第4・5学年：国語・算数・社会・理科・アンケート調査
- ・第6～9学年：国語・数学・社会・理科・英語・アンケート調査

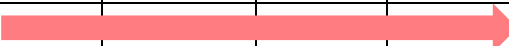
内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
品川区学力定着度調査の実施状況	平成15年度より実施 実施学年の国語科、算数・数学科、英語科において、区の平均正答率が全国の平均正答率を上回っている。	継続 全教科、区の平均正答率が全国の平均正答率を上回ることを目指す	実施について検討		

(2) 全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な子どもたちの学力や学習状況を把握・分析することによって、国や全ての教育委員会における教育施策の成果と課題を分析し、その改善を図っています。また、学校における個への教育指導や学習状況の改善・充実等に役立てています。そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立しています。

【実施学年および教科（英語・理科は3年に1度の実施）※R7は理科、R8は英語】

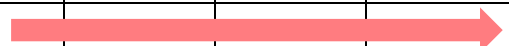
- ・第6学年：国語・算数・（理科・英語）・アンケート調査（CBT）
- ・第9学年：国語・数学・（理科・英語）・アンケート調査（CBT）

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
全国学力調査の実施状況	実施学年の全ての教科において、区の平均正答率が全国の平均正答率を上回っている。	継続			

主な取組 5 教科等検討部会の開催

教育検討委員会（方針1主な取組1参照）の下部組織として、教科等検討部会を設けています。教科等検討部会の役割や構成は、年度によって直面している課題が異なるため、その時々課題に対応するために変更します。これまでは、教育要領の策定や、採用する副教材等の検討、区内の教員間で共有していくための区独自教材や指導資料の作成を行ってきました。

英語科では、1・2年生の指導資料の検討を進め、歌や Joint Storytelling スクリプト、絵本リストなどの作成を行いました。理科では CBT の問題作成や、学力定着度調査等の分析を行い、知識・技能の定着に課題がある分野に対する対策等を検討しました。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
教科等検討部会	社会科・理科で実施	継続 (その時の課題に応じて各教科等で実施)			

方針3 豊かな心・健やかな体の育成

目指す姿

- ◆直面した困難に対してたくましく、しなやかに立ち向かい、乗り越える能力（レジリエンス）、差別や偏見なく他者を尊重する態度、基本的な運動習慣と生活習慣を身に付けた子どもたちが育っています。

主な取組1 人権教育の推進

（1）中学生広島平和使節派遣事業、青少年長崎平和使節派遣事業

非核平和都市品川宣言（昭和60年3月26日告示）事業の一環として、次世代を担う子どもたちが平和の尊さ、大切さに対する認識を深め、各学校での平和教育に資することを目的として、2泊3日の平和使節派遣事業を行っています。

「中学生広島平和使節派遣事業」では、区立中学・義務教育学校8年生15名（各学校1名）が平和記念式典参列、被爆体験等講話、フィールドワーク、意見交換、平和記念資料館見学等を行います。

「青少年長崎平和使節派遣事業」は、区内在住・在学・在勤の中学生～29歳6名が、平和祈念式典参列、長崎市の青少年ボランティアが実施する青少年ピースフォーラムへの参加（被爆体験講話、フィールドワーク、意見交換）、長崎原爆資料館見学を行います。

（2）人権同和教育研修

各学校での人権教育を推進していくとともに、全ての教員が人権感覚を磨き、同和問題をはじめとする様々な人権課題について理解を深めることを目的として研修を実施しています。同和問題に関する研修、フィールドワーク、人権尊重教育推進校の授業公開等の機会を設け、協議や意見交換を行います。

（3）人権標語・ポスター展

子どもたちの人権教育の一環として、各学校において人権標語および人権ポスターを作成します。各学校の代表作品を「しながわ人権のひろば」における「品川区立学校人権標語・ポスター展」として発表し、人権意識の涵養・啓発に役立てていきます。指導の際には、東京都教育委員会の人権教育プログラム（学校教育編）を活用し、教員の人権感覚についても意識を高める機会としています。

（4）お肉の情報館の活用、食肉市場職員派遣授業

人権同和教育の一環として、お肉の情報館の活用、食肉市場職員派遣授業を実施しています。「お肉の情報館」展示見学、「食肉市場・芝浦と場」についてのDVD視聴、中央卸売市場の見学、食肉市場職員の講話等から各学校が活動を選択して実施しています。

また、教員研修においても同和教育について理解を深める機会を設けており、中堅教諭等資質向上研修Ⅰではお肉の情報館を活用し、初任者（1年次）研修では、食肉市場職員からの講話と意見交換会を実施しています。区立学校管理職や人権尊重教育推進校の教員については、食肉市場・芝浦と場の見学を行い、食肉市場に関する正しい知識と理解を深めています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
中学生広島平和使節派遣事業 青少年長崎平和使節派遣事業	区立中学・義務教育学校 8 年生 15 名（各校 1 名）2 泊 3 日 区内在住・在学・在勤の中学生 ～29 歳 6 名 2 泊 3 日	継続			
人権同和教育研修	全 6 回	継続			
人権標語・ポスター展	人権標語 代表作品各校 6 点 ・第 1～6 学年 1 点ずつ ・第 7～9 学年 2 点ずつ 人権ポスター 代表作品各校 4 点 ※義務教育学校は、前期・後期 課程で各 4 点	継続			
お肉の情報館 食肉市場職員派遣授業	お肉の情報館利用 ※ 2 校実施予定 食肉市場職員派遣授業 ※14 校実施予定	継続			

主な取組 2 生徒指導の充実

「生徒指導提要（令和 4 年 12 月 文部科学省）」において、「生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。」ことが示されています。この目的を達成するためには、子どもたち一人ひとりが自己指導能力を身に付けることが重要です。自己指導能力の獲得のためには、多様な教育活動をとおして、子どもたちが主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性を実感することが大切です。

区では、いじめ防止教育研修で、前向き行動支援を全教員が学ぶ機会設け、子どもたちが学校生活のあらゆる場面で、「一人の人間として大切にされている」ことを実感できるように、子どもたちとの関わりを深めていきます。日常的に適切な行動や進歩した状況をあらゆる場面で認め、励ますことで、その行動を増やすことにつながります。このような関わりは発達支持的生徒指導にも関連し、全ての子どもたちの発達を支えるものとなっています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
前向き行動支援	いじめ防止教育研修にて周知	継続			

主な取組3 体力向上の推進

区の子どもたちの体力向上や運動習慣の確立を目指し、学識経験者、区内小・中学校・義務教育学校の校長、教育委員会事務局職員からなる体力向上検討委員会において、「品川アクティブライフプロジェクト」の推進・改善を図っています。

(1) 東京都統一体力テスト

毎年、東京都が実施しており、1～9年生の全ての子どもたちが取り組みます。区と東京都の比較では、令和6年度は、東京都の平均を上回る項目が、男子は前年度同様の50項目、女子は46項目から56項目と大幅に増えました。この結果を体力向上検討委員会で分析することで体力向上や運動習慣の確立を目指した具体的な取組を進めていきます。

(2) 品川アクティブライフプロジェクト

・ワンミニッツエクササイズ

1分間でできる簡単な運動を学校や家庭で行うことで、心と体をほぐし、運動習慣を確立することを目標としています。現在は紙媒体での配付ですが、令和8年度からはより子どもたちが取り組みやすいように動画形式での配付へ変更する予定です。

・テクニカルアドバイザー

運動・スポーツの専門的な知識・技術をもった指導者を各学校へと派遣し、体育・保健体育科の授業の充実を図る取組です。小学校・前期課程では器械運動系や表現運動系領域、中学校・後期課程ではダンスで主に活用しています。

・品川スポーツトライアル

「東京都統一体力テスト」に対応した各体力を向上する運動種目を示し、子どもたちが楽しみながら体力向上を行う取組を各学校で実施しています。子どもたちや各学校の実態に応じた取組となるように種目等の見直しを図っていきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
ワンミニッツエクササイズ	全校配付（紙媒体）	動画形式での配付 検討	検証・継続		
テクニカルアドバイザー	全校配置	継続			
品川スポーツトライアル	年間2回（10月・2月）計測 HPで上位10校発表	種目検討（学校独自種目など）	検証・継続		

主な取組4 健康・安全教育の推進

(1) がん教育

全中学校・後期課程において、外部講師を活用したがん教育を実施しています。令和7年度からは、東京大学大学院医学系研究科総合放射線腫瘍学講座の先生監修の非営利型一般社団法人「医学生によるがん教育推進協会」から講師として、医師、医学生、がん経験者を派遣しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
外部講師によるがん教育	がん教育推進協会から講師を派遣して実施	継続			

(2) 生命の安全教育

子どもたちを取り巻く環境の急速な変化に伴い、その健全な成長を脅かす課題が増加しています。このような中、子どもたちが、自分の体と心の成長を理解し、自他を大切にすることに気付き、正しい知識と判断力を習得していくことが大切です。文部科学省が推奨する「生命の安全教育」の方針に基づき、品川区においても、各校が教育課程に位置付けて取り組んでいます。

【指導内容例】

- ・小学校…水着で隠れるところは、自分だけの大切なところ。相手の大切なところを見たり、触ったりしない。
- ・中学校…自分と相手を守る距離感、性暴力や被害について、例示・対応など。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
「生命の安全教育」の実施	教育課程に位置付け、各校で実施	継続			

(3) 「心」と「体」の健康教育

近年、グローバル化や情報化が急速に進展し、社会が大きく変化し続ける中で、学校においても、子どもたちを取り巻く環境は絶えず大きく変化しており、現代的な健康課題は多様化・複雑化しています。このような中、児童・生徒が非認知能力（感情をコントロールする能力やコミュニケーション能力）を高め、心身の安定を図ることが大切です。区立学校では、これらの能力育成のための学習を実施しています。また、心の健康観察アプリの活用や定期的にメンタルヘルスの測定を行い、早期介入により深刻化を防止します。今後も、最新の情報について適時、国や都の手引きや指導資料等を参考にしながら、関係機関との連携を図り研修等の実施や学校への周知を図っていきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
非認知能力を高める学習	全区立学校で実施（3・5・8年生）	継続			
心の健康観察、メンタルヘルス測定	全区立学校で実施	継続			
研修の実施（周知・啓発等含む）	校長・園長連絡会、生活指導主任会、養護教諭研修等の中で実施	継続			

主な取組 5 多様性理解・多文化共生の推進

これまでオリンピック・パラリンピック教育や学校 2020 レガシーで実施してきた、パラスポーツ体験授業、アスリートとの交流、大使館との交流等を多様性理解・多文化共生の推進に生かしています。

(1) しながわ多様性理解・多文化共生推進事業

令和 7 年度デフリンピック開催（東京）を契機に、「しながわ多様性・多文化理解共生事業」を全校展開し、障害者理解（多様性）や日本文化・スポーツ体験等（多文化共生）の推進を図っています。各学校（園）で特色ある取組を推進するために、1 校（園）あたり 5 万円（義務教育学校は前・後期計 10 万円）、重点校（園）には 20 万円の予算を配当しています。

【各学校の実施内容例】

○障害者理解等に係る取組（多様性）

- ・手話教室、白杖体験、デフサッカー体験、ボッチャ等の体験 等

○日本文化・スポーツ体験等に係る取組（多文化共生）

- ・日本文化 茶道、華道、書道、箏、落語、生け花、江戸切子作り、しめ縄作り等
- ・スポーツ体験 サッカー体験、ラグビー体験、ホッケー体験、なわとび教室等

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11	
しながわ多様性理解・多文化共生推進事業の実施	全幼稚園および区立学校で実施 （幼稚園 8 園および小・中・義務教育学校 46 校）	継続				

(2) ブラインドサッカー体験教室（8 年生および教員対象）

ブラインドサッカーの体験をとおして、障害者理解を図るとともに、子どもたちの運動に親しむ態度の育成、教員の児童・生徒理解や市民科をはじめとする各教科等の学習に生かせるようにしています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
ブラインドサッカー体験教室（８年生対象）の実施	全区立学校８年生で実施 （中学校および義務教育学校後期課程 15校）	継続			
ブラインドサッカー体験教室（教員対象）の実施	全幼稚園および区立学校から１名ずつ で実施 （幼稚園８園および小・中・義務教育学 校46校）	継続			

(3) 手話

品川区では令和3年7月15日に手話言語条例の制定をし、本条例の制定により、手話が言語であるとの認識のもと、手話による意思疎通が図りやすい環境の整備を推進し、手話を必要とする方が安心して生活することができる地域社会を実現することを目的としています。

手話言語条例の制定や東京2025デフリンピックの開催を契機に、子どもたちが、市民科をはじめとする教育活動を通じて、手話やデフリンピックへの興味・関心を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無に関わらず共生していこうとする意識や態度を育んでいけるように、令和7年度から各学校の教育課程に位置付けるようにしました。

難聴言語通級指導学級や特別支援教育コーディネーター連絡会等の教員研修においても、デフリンピック日本代表選手と共に共生社会の担い手を育成する教育について考える機会を設ける等、手話の活用やデフリンピックに関する理解・啓発を含めた障害理解教育の充実を図っています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
手話に関する教育	全区立学校教育課程に位置付け、各校で実施	継続			
障害理解教育の充実（手話・デフリンピックの内容含む）	難聴言語通級指導学級教員研修会、特別支援教育コーディネーター連絡会・養成研修、特別支援学級教員研修会、特別支援教室教員研修会、1年次（初任者研修）等	継続 充実			

主な取組 6 幼児教育と義務教育の円滑な接続

区では、子どもたちが最適な学びを得ながら、豊かな学校生活を送ることができるよう、「保幼小ジョイント期カリキュラム」による遊びをとおした総合的な指導を推進し、幼児期から就学期への円滑な接続を図っています。就学前の保育・教育と義務教育段階の教育との滑らかな接続を図るため、保育園、幼稚園、小学校・前期課程の連携・交流とともに、保幼小の連携に向けた研修を区内幼稚園教諭、保育園保育士、小学校教諭等を対象に行っています。保育園や幼稚園では、遊びや生活といった直接的・具体的な体験をとおして、人と関わる力や思考力、感性や表現する力などを育み、人間として、社会と関わる人として生きていくための基礎を培うことを重視し、保育・教育活動を実施しています。

(1) とうきょう すくわくプログラム

全ての乳幼児の「伸びる・育つ(すくすく)」と「好奇心・探究心(わくわく)」を応援する幼保共通のプログラムです。各園の環境や強みを生かしながら、「自然・表現・用具や遊具」等のテーマを設定し、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践することで、乳幼児の成長・発達をサポートするとともに、幼児教育・保育の充実を図っています。

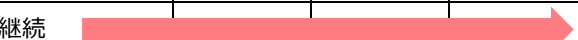
内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
すくわくプログラム	全区立園	継続			
	令和 6 年度から実施 二葉幼稚園、八潮わかば幼稚園 令和 7 年度から実施 城南幼稚園、平塚幼稚園、浜川幼稚園、御殿山幼稚園、第一日野幼稚園、台場幼稚園				
					※R12 まで実施予定

(2) 幼保小の架け橋プログラム

幼保小の架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図るため、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・接続して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進し、域内の全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指し、取り組んでいます。

(3) 幼児教育研修会

区内幼稚園教諭、保育園保育士、小学校教諭等を対象に「児童期への滑らかな接続」について理解を深めるための研修会を行っています。講師に有識者を招き、講義やグループ協議により学びを深めています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11	
幼児教育研修会	対象者 ・区内幼稚園教諭、保育園保育士、小学校教諭等	継続				

主な取組 7 連合行事

連合行事として音楽鑑賞教室、英語学習成果発表会、特別支援学級連合スポーツ大会、理科発表会の企画・運営を支援しています。

(1) 音楽鑑賞教室

オーケストラによる生の演奏を聴くことにより、音楽的感性の伸長を図り、より深い感動を味わえるように、小学校・前期課程では2日間4公演、中学校・後期課程では1日2公演で実施しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
音楽鑑賞教室	小学校・前期課程 2 日間 4 公演 中学校・後期課程 1 日 2 公演	充実検討	継続		

(2) 英語学習成果発表会

日常の学習の成果を発表し、鑑賞し合うことや講師から指導を受けることにより、学習への理解と意欲を深め、英語力の向上を図っています。各中学校および義務教育学校の代表者が集まり、それぞれのテーマで英語によるスピーチを行っています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
英語学習成果発表会	各中学校および義務教育学校の代表者 1 名が参加	継続			

(3) 特別支援学級連合スポーツ大会

特別支援学級の子どもたちによる連合スポーツ大会を品川区立総合体育館において実施しています。個人種目・団体種目・全体表現（ダンス）等を実施します。目的として、日頃の体育学習で培った運動能力を十分に発揮し、子どもたち一人ひとりの心身の発達と個性の伸長を図ること、自校および他校の児童同士で、競い合い、励まし合うことで、交流を深める機会とすること、特別支援教育の理解を広げる機会とすること等があります。勝敗のみではなく、挑戦したことや協力したこと、励ましあったことを価値付けられるようにしています。

競技当日に向けた事前の学習（演技、競技を含む体育学習、案内状・礼状書き、ポスター作り）や、実施後の作文等の学習も行います。また、公共交通機関の利用の仕方、信号の見方、歩き方等の交通安全指導の機会にもしています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
小学校・義務教育学校 前期課程 連合スポーツ大会	小学校（5 校）および義務教育学校前期課程（6 校）の知的障害特別支援学級が参加	継続			
中学校・義務教育学校 後期課程 連合スポーツ大会	中学校（1 校）および義務教育学校後期課程（6 校）の知的障害特別支援学級が参加	継続			

(4) 理科発表会

品川区立学校理科発表会は、動画発表（オンデマンド等）により、理科の学習、部活動（科学部、理科部等）、夏休みの自由研究等で子どもたちが研究した内容・成果をお互いに発表し合い、研究の成果等を共有することや、他校の研究発表および講師の講評をとおして、今後の学習活動に生かしていくこと等を目的として実施しています。

小学校・前期課程は、品川区立学校理科発表会に参加した学校から区代表作品を選出し、東京都小学生科学展（東京都教育委員会主催）に出展します。中学校・後期課程は、優秀作品のある場合、東京都生徒研究発表会（東京都中学校理科教育研究会主催）に出展します。また、子どもたちの研究集録を作成し、各学校の理科教育に生かしています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
理科発表会	動画発表（オンデマンド等）	継続			
	研究収録作成・配付	継続			

主な取組 8 移動教室・修学旅行

(1) 日光移動教室（6年生）・磐梯高原移動教室（7年生）

文化遺産見学、ハイキング、伝統工芸品作成体験を含んだ2泊3日の移動教室を各学校で実施しています。自然に親しみ歴史的文化遺産等の学習を経験するとともに集団生活をとおして規律や連帯感を養い、健康増進を目的として日光（6年生）・磐梯高原（7年生）において移動教室を実施しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
日光移動教室 （6年生）	・全区立学校6年生 （小学校・前期課程37校） ・特別支援学級連合（4～6年生）	継続			
磐梯高原移動教室 （7年生）	・全区立学校7年生 （中学校・後期課程15校） ・特別支援学級連合（7～9年生）	継続			

(2) 修学旅行

これまでの校外学習や移動教室の集大成として、9年生を対象に、各学校にてテーマ・行先を定めて行う宿泊行事です。2泊3日の集団生活を通じて協調性や自主性を養うとともに、日本の歴史や文化に触れながら、仲間との絆を深め、思い出を作ります。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
修学旅行 （9年生）	・全区立学校9年生 （中学校および後期課程15校）	継続			

主な取組 9 給食運営

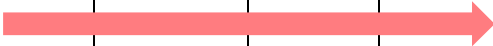
学校教育の一環として小学校は昭和 25 年 9 月から、中学校は昭和 46 年から全校で完全給食を実施しています。平成 17 年度からは民間事業者による給食調理業務等代行を導入し、自校の給食室で調理した給食を提供しています。

(1) 給食内容

献立は、文部科学省の「学校給食摂取基準」の各種栄養量に基づき、穀類、芋類、魚、肉、野菜などをバランス良く組み合わせて、学校の栄養教諭・栄養職員を中心に標準献立を作成しています。米飯給食は週 3～4 回程度実施しています。

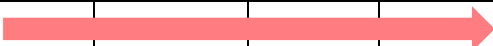
(2) 産直・低農薬野菜等の導入

新鮮な食品を用いた、安全で美味しい給食の提供および子どもたちの農業生産に対する理解を深めるため、昭和 62 年度から千葉県多古町旬の味産直センターより低農薬野菜等の購入を行っています。また、令和 7 年度後半からは、SDGs 未来都市に選定された区として、農薬や化学肥料の使用を抑え、環境に配慮した栽培である有機農産物・特別栽培農産物を使用した給食を提供し、持続可能な日本の農業の拡大に貢献していきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
産直・低農薬野菜の導入	全区立学校で実施	継続			

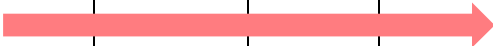
(3) 食物アレルギー対応

平成 26 年 1 月に「品川区立小・中・義務教育学校における食物アレルギーのてびき」を作成し運用しています（平成 28 年 1 月一部改訂）。実施にあたっては区内消防署、品川・荏原両医師会を通じて各医療機関へ食物アレルギー対応の変更点を周知するなど連携を図るとともに、全校に必須のアレルギー対応委員会を設けて、食物アレルギー事故の防止に努めています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
食物アレルギー対応	全区立学校で実施	継続			

(4) 学校給食費

給食に要する諸経費のうち、食材料費は保護者負担の給食費として、各学校で徴収していましたが、令和 5 年度からは、子育て家庭の負担や不安を軽減するため、区立学校に通う子どもたちの給食食料費を区が負担し、無償化しています。物価高騰および給食の質の向上を目的として、令和 7 年 4 月より一食単価を値上げしています。引き続き給食費（年額＝1 食単価×各学年の年間給食回数）を無償化し、物価高騰の折、質・量ともに充実した給食の提供に努めます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
給食費無償化	全区立学校で実施	継続			

主な取組 10 学校の保健運営

学校保健安全法に基づき子どもたちの保健管理を行っています。法第 6 条に基づき保健用薬品・プール消毒薬品等の購入、環境衛生検査等各種検査委託等による学校環境衛生の維持を行う他、法第 11 条・13 条に基づき就学時健康診断の実施や心臓検診等各種検診委託等による子どもたちの健康管理および健康診断の実施、法第 23 条に基づき子どもたちの健康診断や保健指導等に順次する学校医、学校環境衛生検査や薬品等の管理に関する指導を行う学校薬剤師の設置などを行っています。また、令和 3 年度からは生理用品を必要とする子どもたちの手に届きやすいよう 4 年生以上が利用する女子トイレに生理用品を設置しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
学校環境衛生検査	全区立学校で実施	継続	→		
定期健康診断	全区立学校で実施	継続	→		
学校医等設置	全区立学校で実施	継続	→		

方針 4 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

目指す姿

- ◆ 子どもたちは、社会と向き合う態度・価値観をもち、自ら考え主体的に責任をもって行動する力、他者とともに持続可能な共生社会づくりに貢献できる力未来の社会をよくするために何か行動しようとする資質・能力を身に付けています。
- ◆ 人々が手を取り合い生きていく共生社会の中で必要となる規範意識を身に付け、よりよい社会を目指して励まし合うことのできる思いやりのある子どもたちが育っています。

主な取組 1 市民科の充実

区では、平成 18 年度より、区の独自教科として市民科を実施しています。教養豊かで品格ある人間形成を目指し、社会における規律・規範を重んじ、自己抑制力とそれを支える倫理観・道徳観をもち、自分自身について考え、常に自己変革を図っていく資質と能力を育てること、また、社会の一員として自立し、社会に積極的に関わるために、自らの社会的役割を自覚して発信・行動し、社会の発展に貢献しようとする資質と能力を育てることを目標に、9 年間をととした系統的な指導を行っています。

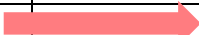
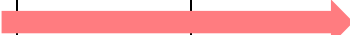
令和 7 年度より市民科の改訂に向けて、検討委員会および調査研究会を立ち上げています。区の教育振興基本計画や国の動向等を踏まえながら、現在の市民科をアップデートしていきます。

・市民科の構成

市民科は市民科学習（教科書を使った学習）、一貫プラン（各中学校区においてテーマや内容等定めて実施する学習）、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事（儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事）で構成されています。現在、一貫プランにおいて探究的な学習を進めています。

・標準授業時数（市民科学習および一貫プラン）

内容/学年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	第 7 学年	第 8 学年	第 9 学年
市民科学習	85	85	105	105	105	105	85	105	105
一貫プラン			35	35	35	35	35	35	35
総時数	85	85	140	140	140	140	120	140	140

内容/年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
市民科検討委員会 市民科調査研究会	検討委員会年 4 回実施予定 調査研究会は年 12 回実施予定 ・調査分析期として、市民科の 成果・課題を振り返る。	継続 継続 要領改訂検討	  	教科書等検討	教科書等作成
新任転任教員研修 推進教員研修	年 1 回実施（研修用資料配付） 年 2 回実施	拡充・回数増 検討	継続充実		

主な取組2 しながわドリームジョブ

子どもたちが様々な分野の職業についている方々の話を聞き、職業について興味をもち、自分の将来について考えたり夢を実現するための具体的な方法を学んだりする機会となります。子どもたちは、事前学習の後、ドリームジョブ当日に講師の話を聞いたり、質問をしたりします。複数の講師を招きいくつかのブースを用意して行うなど、各学校で創意工夫して実施しています。地域の人々にとっても学校や子どもたちの様子を知る機会となり、地域と学校、また、地域の人と人とを結ぶ取組となっています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
しながわ ドリームジョブ	区内小・中・義務教育学校のうち 36 校で実施予定	実施校拡大			
				(46 校全校実施目標)	

方針5 グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成

目指す姿

- ◆豊かな語学力、異文化・多様性理解、国際貢献の精神、好奇心・創造性・開かれた考え方を身に付けた子どもたちが育っています。
- ◆異なる文化・価値観を乗り越えて他者と上手に関係を構築し、協力するコミュニケーション能力を身に付けた子どもたちが育っています。
- ◆社会の仕組みや地域社会における個人の役割を学ぶとともに、リテラシー（多様な情報を読み、解釈し意味付けしコミュニケーションをとる能力）やニューメラシー（生活に必要な様々な情報を活用し、解釈し、計算する能力）を身に付け、自分の人生を豊かにし、Society5.0の中で新しい価値を想像する意欲と力を備えた子どもたちが育っています。

主な取組1 経済体験活動・経営体験活動

公益社団法人ジュニアアチーブメント日本のプログラムを活用し経済体験活動・経営体験活動を実施しています。

（1）スチューデント・シティ

実際に近い街と店舗を再現した施設で、5年生の児童が働く人の立場や市民（消費者）の立場になって経済体験をする活動です。令和4年度からは体験スペースを拡大して実施しています。人々がそれぞれの役割を分担し互いに支え合うことで実社会が成り立っていることや社会や経済の仕組みなどを理解し、市民としての自覚や豊かな社会性など人としての基礎的素養を身に付けることを目指します。

（2）ファイナンス・パーク

個人のお金に関する意思決定と進路選択を主たるテーマとする8年生向けの「生涯設計体験学習」です。1人1台タブレット端末によりオンライン上で体験するところが特徴です。情報分析、選択、資産運用などの消費者としての基本的技能を身に付け、将来、進路選択や将来設計に役立つ資質や能力を育成することをねらいとしています。

（3）CAPS（キャップス）

7年生の生徒がグループで帽子屋を経営する、意思決定シミュレーションです。帽子販売店の社長になって経営し、価格や広告費などを話し合いで決定します。責任感・意思決定力・リーダーシップ・他人と違う意見を述べる勇気・異質の意見に対する寛容性・チームワークを学びます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
スチューデント・シティ	全区立学校5年生で実施 （小学校・前期課程37校）	継続 （店舗については随時リニューアル検討）			
ファイナンス・パーク	全区立学校8年生で実施 （中学校・後期課程15校）	継続 （1人1台端末を利用している実施）			
CAPS	全区立学校7年生で実施 （中学校・後期課程15校）	継続			

主な取組 2 品川英語力向上推進プラン

(1) ALT（外国語指導助手）・JTE（英語専科指導員）の配置

1・2年生は学級担任がALTと協力して授業を行い、ALTの話すネイティブの英語を聞くことで、英語の音声に慣れ親しんでいきます。3～6年生は学級担任とJTEがティームティーチングで授業を行い、系統的なリタラシー学習や物語を題材にした学習に取り組んでいます。7～9年生は教科担任がオールイングリッシュを基本とする少人数指導を実施し、年間10時間（令和7年度）ALTにより授業を行うことでネイティブスピーカーとのコミュニケーションを図っています。

(2) ジュニア・イングリッシュキャンプ

4年生までの「英語に親しむ」学習のまとめと5年生以降の「英語を使う」学習への意識付けを目指して行っています。各学校は、会場として自校またはTGG（Tokyo Global Gateway Blue Ocean）を選ぶことができます。どちらの会場においても、オールイングリッシュによる体験活動を行います。

(3) グローバル人材育成塾

グローバル人材の育成を目指し、英語によるコミュニケーション能力や積極的にコミュニケーションを行おうとする態度を育成するための課外講座です。中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒を対象に、各学校において放課後にネイティブスピーカーの講師が行う70分間の講座を、令和元年度より全校で実施しています。講座は9月にスタートし、翌年度の7月で終了します。少人数による生徒一人ひとりの状況に合わせた指導を行っています。

(4) イングリッシュキャンプ

グローバル人材育成塾に通う生徒がこれまでに育んだ英語力を生かす場として、英語のみを使う生活を体験するイングリッシュキャンプを実施しています。宿泊型（2泊3日）と日帰り型の2コースがあり、宿泊型は、7月末・8月初旬の2泊3日で、福島県天栄村にある「ブリティッシュヒルズ」で行います。宿泊施設のチェックインから食事の注文まで、外国人スタッフと全て英語でコミュニケーションをします。テーブルマナーをはじめ、英国の文化・歴史なども学びます。日帰り型では、東京都江東区にある施設TGG（Tokyo Global Gateway Blue Ocean）で、オールイングリッシュの一日を過ごします。海外旅行に行くことを想定し、ネイティブスピーカーのスタッフと実践的英語を使って活動します。飛行機内・お土産売り場・レストラン・薬局・旅行代理店など、様々なシチュエーションでの英会話を経験することを通じて英語によるコミュニケーションの力の向上を図るとともに、英語で会話をすることの楽しさを体感します。

(5) 品川オンライン英会話レッスン

タブレット端末を使って海外の講師とマンツーマンの英会話レッスンを行います。全区立学校の8年生を対象に、授業の中で1回25分×8回のレッスンを提供します。7年生、9年生には、授業の中で1回25分×4回のレッスンを提供しています（令和7年度はモデル校1校で、6年生を対象に実施。授業の中で1回20分×4回の英会話レッスンを提供しています。）。

(6) スコア型4技能検定の実施

9年間の英語学習の成果を総合的に判断するため、9年生で4技能（聞く・読む・話す・書く）の測定を実施します。「話す」についてはタブレット端末を活用しています（6年間の英語学習の成果を総合的に判断するとともに7年生へのスムーズな接続に向けて、令和7年度はモデル校1校で6年生を対象に実施）。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
ALT・JTEの配置	全区立学校へ配置	継続			
ジュニア・イングリッシュキャンプ	全小学校・義務教育学校（4年生）の中で希望した学校で実施	継続			
グローバル人材育成塾	全中学校・義務教育学校（後期課程）で実施	継続			
イングリッシュキャンプ	全中学校・義務教育学校（後期課程）からの応募者を選考し参加者を決定	継続			
品川オンライン英会話レッスン	全中学校・義務教育学校（後期課程）で実施 ※区立学校6年生1校実施	継続 拡大検討			
スコア型4技能検定	全中学校・義務教育学校（9年生）で実施 ※区立学校6年生1校実施	継続 拡大検討			

主な取組3 英検チャレンジ事業

区立学校に在籍する5～9年生に対し、公益財団法人「日本英語検定協会」が主催する「実用英語技能検定」（英検）の年3回の受験のうち、1級分の検定料を全額助成しています。受験する級の制限はなく、本人の希望する級を受験することができます。英語検定は、全国共通の指標と問題により実施するもので、実用性も高いため、生徒の英語力向上を図るには適切な検定です。子どもたちが英検にチャレンジできる機会を増やし、勉強の成果を自身で確認することで、さらなる英語への関心を深め、学習意欲を育てます。受験会場については、小学校の児童は日本英語検定協会が指定する会場で受験（本会場受験）をし、中学校の生徒および義務教育学校の子どもたちは原則自校で受験（準会場受験）をする方式をとっており、受験しやすい環境を整えています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
英検チャレンジ事業	区立学校に在籍する5～9年生を対象	継続			

方針 6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

目指す姿

- ◆ 学校・家庭・地域の人々と共に、自らも地域における共生社会の担い手として主体的に協力・参画し、相互に良い影響を及ぼすことのできる子どもたちが育っています。

主な取組 1 品川コミュニティ・スクール

品川コミュニティ・スクールとは、地域の方々が学校運営に参画する「校区教育協働委員会」と教育活動を支援する「学校支援地域本部」の2つを設置している区立学校を指します。平成 28 年度は 15 校、平成 29 年度は 16 校に設置し、平成 30 年度から区内全校で実施となりました。

「校区教育協働委員会」は保護者、地域住民、学識経験者等を委員として、学校運営の基本方針の承認、教育活動の評価、学校支援活動の企画・調整等を担います。区は委員等への謝礼支払い、事業運営に係る経費の執行、研修会等の運営を行います。

「学校支援地域本部」は学校地域コーディネーター（会計年度任用職員）、学校支援ボランティア等で構成し、品川地域未来塾や地域・学校の特色に応じた教育活動の充実に向け、様々な学校支援活動を行います。

（１）学校地域コーディネーター

学校地域コーディネーターは各学校 1 名配置しています（義務教育学校は前期 1 名、後期 1 名）。品川コミュニティ・スクールの制度や学校支援ボランティアの活動について周知し、将来的に学校地域コーディネーターとなり得る人材を育てるとともに学校支援ボランティアの裾野を広げることを目的として、地域住民を対象に、品川コミュニティ・スクール学校支援ボランティア養成講座（9 月～12 月）を実施しています。これまで学校と関わりがなかった地域住民の方々をはじめ、大学生から年配の方々まで、様々な立場で活躍している方が参加しています。全 4 回の講座の修了者は、指導課のボランティア人材バンクに登録することで、学校支援ボランティア活動に参加しやすくなります。

（２）品川コミュニティ・スクール DAY

令和 5 年 4 月に施行されたこども基本法の理念を踏まえ、令和 5 年度より校区教育協働委員会に子どもたちが参加して熟議を行う「品川コミュニティ・スクール DAY」を年に 1 回程度全校にて実施しています。学校職員、校区教育協働委員のみならず、子どもたちも積極的に学校運営に参加したり、より良い学校づくりに向けて意見表明したりする機会となっています。

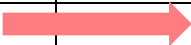
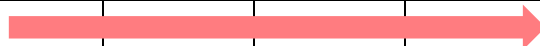
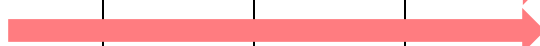
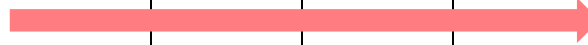
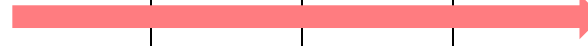
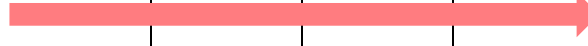
（３）品川地域未来塾

放課後や夏休みなどの長期休業期間中を利用して行う学習教室を全校で実施しています。定期考査対策、英検合格講座など地域の方や大学生等が講師となり子どもたちの学習指導を行っています。

(4) 学校評価

校区教育協働委員会による学校評価では、教職員の自己評価の妥当性について協議を行うだけでなく、学校評価により浮き彫りになった学校の課題を校区教育協働委員会で共有し、共に改善策を考えます。各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ることが目的です。

各学校は、自己評価および保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めています。区は、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図るよう取り組みます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
品川コミュニティ・スクール	全校で実施 法定化検討	継続 法定化への対応	法定化での 実施	継続	
学校地域コーディネーターの養成	全校配置 養成講座 (9月～12月実施)	継続 内容充実			 
品川コミュニティ・スクールDAY	全校実施	継続			
品川地域未来塾	全校実施	継続			
学校評価	全校実施 (適宜内容を改善)	継続			

主な取組２ 部活動の地域移行

部活動を持続可能な取組とすること、地域で子どもたちの育成に寄与していくこと、地域への愛着をもてる人材を輩出すること、学校の働き方改革の推進につなげ、学校の教育の質を向上することなどを目的とした地域移行に向け、「地域における生徒等の活動機会の確保」「地域における適任指導者の確保」「義務教育終了以降区内で区民として参加できる活動との連携」「学校の働き方改革の推進および教職員の兼業・兼職の体制整備」に取り組んでいます。

(１) しながわ地域 TEAM ACT（地域部活動）

地域における生徒の活動機会の確保に向けた委託事業です。区にゆかりのある東京都ホッケー協会によるホッケー部、品川区ラグビーフットボール協会によるラグビー部、また地域の民間企業のプロダンスチームによるダンス部を展開しています。また、R7年度より文化部門としてアート部を設置します。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
Explosion Shinagawa（ダンス部）	5月～2月（全20回）	継続			
品川バッファロー（ラグビー部）	9月～11月（全20回）	継続			
しながわペンギンズ（ホッケー部）	12月～2月（全16回）	継続			
アート部	R7より活動開始 1月～3月（全10回）	充実検討			

(２) 学校部活動指導業務委託（民間委託）

委託業者が雇用契約を結んだ指導者が、各学校において顧問に代わり部活動指導をしています。令和7年度は1校3部活程度を、また学校部活動地域展開推進校（2校）では5部活を業務委託しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
学校部活動指導業務委託	15校50部活動 原則1校3部活 ※学校部活動地域展開推進校2校設置（各学校5部活動）	充実検討	継続		

(３) 部活動指導員

区が直接採用した職員（会計年度任用職員）が指導者として、各学校において顧問に代わり部活動の指導をしています。令和7年度は1校5部活を上限として配置しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
部活動指導員配置	15校75部活動 ※上限1校5部活	充実検討	継続		

主な取組3 PTA 活動の支援

(1) 家庭教育学級等

・家庭教育学級

各 PTA が家庭教育に関し、テーマを定めて講演やワークショップ等に取り組みます。保護者自らが子育てについて考え、その在り方を学ぼうという活動です。

・子ども地域活動促進事業

学校と家庭、地域の方々とが密接なつながりをもつことができるように、親と子が一緒に参加し、ふれあう事業や子どもを主体とした事業を実施するものです。

・地域健全育成運営協議会

校長、PTA 会長、町会長、関係諸機関等が連携し、学区域内の子どもの問題について、情報交換・共通理解をしながら、健全育成に関する具体策と協力について協議します。

・PTA 研修会

青少年健全育成や各 PTA の情報交換・交流の機会として、幹部研修会や専門部研修会、小学校・中学校 PTA 連合会合同行事等の研修事業を実施します。

(2) 家庭教育講演会

親子関係や基本的生活習慣づくり等、家庭教育に実際に役立つ内容を提供し、具体的な実践のヒントをとおして、家庭教育力が向上することを目的とした講演動画の配信を、学識経験者を招き開催します。

(3) 家庭教育力の向上支援

教育方法に悩んでいる、家庭教育について学ぶ機会がないといった保護者を支援し、家庭の教育力を底上げすることを目的として、「しながわ子育てサポートブック」を1～4年生、5～7年生、8・9年生の3つの学年区分で作成し、配付しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
家庭教育学級等の委託	各 PTA に委託	継続			
家庭教育講演会の開催	年2回、動画配信にて開催	継続			
家庭教育力の向上支援	新1・5・8年生の保護者へ配付 ※R7に見直しを実施	継続			

主な取組4 保護者アンケートおよび児童・生徒アンケートの実施

区における教育施策の成果を検証し、より一層の充実を図ることを目的として、毎年1月に区立学校に通う2年生以上の全児童・生徒と保護者に対して学校生活や学習への取組状況等に関するアンケート調査を実施しています。各学校に結果データを提供し、品川コミュニティ・スクールの校区教育協働委員会における学校評価への活用を促すことをとおして、一層の教育活動の充実・改善につなげています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
保護者アンケート	区内全校で実施	継続（CBT 化予定）			
児童・生徒アンケート	区内全校で実施	継続（CBT 化予定）			

誰一人取り残さない きめ細やかな教育

- 多様性が尊重される時代において、ダイバーシティ＆インクルージョンの考え方を基本に全ての子どもたちが互いを認め、高め合うことができる教育を目指します。
- 学ぶための就学機会を保障するとともに、子どもたちの人権が守られ、いじめや体罰のない、安心できる居場所となる学校づくり、自らの能力と可能性を最大限に伸ばすことのできる一人ひとりに最適かつ多様な教育環境を実現します。
- 人生 100 年時代を見据え、区民が生涯学び続けることのできる、地域資源を生かした学習環境を実現します。

方針 7 ダイバーシティ＆インクルージョンに根差した教育

目指す姿

- ◆全ての子どもたちがよりよくあるために互いを認め合い、一人ひとりの能力と可能性を最大限に伸ばすことのできる教育が実現しています。
- ◆全ての子どもたちが互いの違いを受け入れることができ、また、自分らしさを存分に発揮しながら共生社会を担うことができるように育っています。

主な取組 1 合理的配慮・合意形成に基づく支援

合理的配慮を進めるにあたっては、一人ひとりの子どもの障害の状況や活動内容等を勘案し、現状を説明していくとともに、子ども本人と保護者等の意見を十分に聴きながら、合意形成を繰り返し行うことが大切です。

(1) 教育のインクルージョン

学校における「交流及び共同学習」を推進し、障害のあるなしに関わらず、共に触れ合い、共感し合うことをとおして、全ての子どもが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指します。

・通常の学級と特別支援学級の「交流及び共同学習」

障害のあるなしに関わらず、経験を深め、社会性を養うことや豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となります。そのためには、活動内容や方法について関係者（学校、子ども、保護者等）が十分に共通理解し、学校全体で組織的に取り組む体制を整えること、教育課程上に位置付け、十分な効果が得られるよう年間をとおして計画的に子どもたちの主体的な活動を促し、活動後には成果を中心に振り返りを行い、子どもたちがより意欲的に取り組むことができるように留意するとともに、次年度以降も継続的に実施できるように体制を整えることが必要となります。

・副籍交流の推進

副籍制度とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する子どもたちが、居住する地域の区立小・中・義務教育学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。都立特別支援学校のコーディネーターと連携し、直接交流（受け入れ学級の授業への参加、学校行事の参観、作品展への参加等）や間接交流（学校便り・学年便り等の交換）を推進していきます。

（２）就学相談・転学相談

就学相談は、就学する一人ひとりの子どもたちの障害の状況や発達の状態に応じた教育が行われるよう、就学相談委員会を中心として相談を行います。また、就学相談の過程において、個々の教育的ニーズを把握するために、就学相談を申請した就学前の子どもたちに対し、発達検査を行っていきます。

就学先の決定にあたっては、就学相談委員会における判断結果について分かりやすく伝えるとともに、保護者に対して必要な支援内容について十分な情報提供をしつつ、合意形成を図る必要があります。保護者との合意形成を図る過程において、幼稚園、保育園、関係児童施設等の就学前教育機関が作成した実態把握票等を有効に活用し、就学支援ファイルを作成して、情報の一元化を図っていきます。

入学後の子どもたちに対しては、個々の状況に応じて学級種別を変更したい場合に転学相談を行っていきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
就学相談の実施	新１年生、新７年生を対象に実施 ※５歳児健康診査事業との連携	周知充実 継続			
転学相談の実施	希望者に対して実施	継続			

主な取組 2 いじめ防止対策

区立学校において、いじめのない安全で楽しい生活が送れるよう、学校・教育委員会・区が相互に連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の各段階に応じた取組や相談対応等を実施します。

(1) 区教育委員会が導入する「いじめ予防プログラム」の実施

令和6年度より、総合的ないじめ防止対策として「授業・調査・研修」の3本柱でいじめ予防の取組を強化しています。

- ①授業：全児童・生徒対象、ワークブックを使用した年3回以上のいじめ予防授業を実施
- ②調査：1人1台端末を活用した調査（子どもの心の健康状態、いじめアンケート、メンタルヘルス、学校風土）を実施
- ③研修：全教員対象の基礎研修、いじめ対応リーダー研修、困難事例に対応できる専門教員研修など段階的な教員研修を実施

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
いじめ予防プログラムの実施	授業（全校）・調査（全児童・生徒）・研修（全教員）の実施	継続			

(2) 品川学校支援チーム HEARTS

教育総合支援センターに子どもの支援のための専門家チーム「HEARTS」を設置しています。スクールソーシャルワーカー、教育心理相談員、警察 OB、指導主事等で構成し、いじめや不登校をはじめ、学校生活に関する困りごとに対し、学校と連携して、早期対応・解決に取り組みます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
学校支援チーム HEARTS	専門家チームによる相談・支援	体制再構築	充実		

(3) 品川区いじめ根絶協議会・品川区いじめ対策委員会

いじめ防止対策推進法および品川区いじめ防止対策条例に基づき、いじめに関する協議会・委員会を設置しています。品川区いじめ根絶協議会は、学識経験者・地域・PTA・警察・区・学校および教育委員会の各代表者で構成し、いじめに関する取組や、いじめ防止対策について協議し連携強化を図ります。品川区いじめ対策委員会（第三者委員会）は、学識経験者・法律・心理・福祉・医療の専門家で構成し、いじめ防止等の対策の推進に係る審議およびいじめによる重大事態の調査を実施します。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
品川区いじめ根絶協議会	協議会の開催 年2回	継続			
品川区いじめ対策委員会	委員会の開催 随時	継続			

主な取組3 不登校支援

様々な状況にある子どもたちの学習機会を保障するために、不登校支援に関する施策の推進を進めています。校内の支援策としては、校内別室（校内教育支援センター）の設置および校内別室指導支援員の配置を全区立学校で導入し、学校には行けるが、教室に入れない子どもたちの支援を実施します。学校外の支援として、教育支援センター「マイスクール」の開設、オンライン教育支援センターによる支援、情報発信ツールとしての「不登校支援ポータルサイト～ぷらっと～」を引き続き充実していきます。令和7年度より新規事業として、フリースクールの利用料等助成事業を開始しています。今後、さらなる事業の推進のため学びの多様化学校の設置についての検討を進めていきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
校内別室	全校設置・支援員の全校配置	充実検討			
教育支援センター	4教室設置 マイスクール五反田・浜川・八潮・西大井	充実検討			新教室
オンライン教育支援センター	メタバースを活用した不登校支援 品川オンラインスクールの設置	継続			
不登校支援ポータルサイト	不登校の情報発信や、各種支援施設、相談機関などを集約したポータルサイトの設置	継続			
フリースクール利用料等助成金	「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金」を受給している区立学校の児童・生徒の家庭へ助成金を支給します。	新規	継続		
学びの多様化学校の開設	不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校の開設に向け、計画・準備を進める。	開設検討	実施計画策定	分教室型の設置	充実 

主な取組 4 特別支援教育の充実

障害のあるなしに関わらず、共に触れ合い、共感し合うことをとおして、全ての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指します。様々な教育的ニーズのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの子どものもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための環境や教材整備、適切な指導および必要な支援の充実を図ります。

(1) 特別支援教育推進計画

個別の教育的ニーズのある子ども一人ひとりの教育環境の一層の充実を図るため、学識経験者等の様々な方からの意見を踏まえ、長期的な特別支援教育における推進計画を策定していきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
特別支援教育推進計画の策定	委員会構成員の検討 他自治体の計画策定状況の調査等	委員会審議 素案作成	計画策定・実施	※適宜見直し	

(2) 特別支援学級等の充実

現在、固定学級として、知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、病弱特別支援学級を、通級指導学級として難聴通級指導学級、言語障害通級指導学級、特別支援教室を設置しています。引き続き、子ども、保護者のニーズや就学人口の推移を踏まえながら特別支援学級等の設置を検討していきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
知的障害特別支援学級	18校設置 ・浅間台小学校、第一日野小学校、浜川小学校、中延小学校、上神明小学校、荏原第五中学校、日野学園（前期・後期）、伊藤学園（前期・後期）、八潮学園（前期・後期）、荏原平塚学園（前期・後期）、品川学園（前期・後期）、豊葉の杜学園（前期・後期）	充実検討			
自閉症・情緒障害特別支援学級	3校設置 ・宮前小学校、浜川中学校、大崎中学校	1校設置 ・伊藤小学校	充実検討		
病弱特別支援学級	1校設置 ・清水台小学校	継続			
難聴通級指導学級	1校設置 ・豊葉の杜学園（前期・後期）	継続			
言語障害通級指導学級	2校設置 ・台場小学校、戸越小学校	継続			
特別支援教室	全区立学校に設置	継続			

(3) 支援員

子どもたちへの支援として必要な人材を支援員として配置していきます。

・学校生活支援員・学習支援員

障害のある子どもたちの安全確保や身辺介助を目的として学校生活支援員を配置しています。また、主に発達障害のある生徒の学習参加に困難がある場合の支援を目的として学習支援員を配置しています（発達障害教育支援員の配置に伴い、令和6年度から中学校・後期課程のみ）。人材の配置、育成については、特定非営利活動法人へ委託して行っています。

・発達障害教育支援員

知的障害がなく、発達障害等（自閉症、情緒障害、学習障害および注意欠陥多動性障害）のある児童が安心して円滑に在籍学級での学習を継続できるよう、通常の学級において、必要な支援を行う発達障害教育支援員の配置を行います。令和7年度時点では全区立小学校・前期課程に派遣職員を配置しています。

・特別支援学級支援員

特別支援学級に在籍する子どもたちの身辺自立に向けた介助、支援および学習支援を行う支援員を特別支援学級設置校に対して、学級数に応じて配置しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
学校生活支援員 学習支援員	個別の申請に応じて配置 全中学校・後期課程へ配置	充実 発達障害教育 支援員の配置 検討			
発達障害教育支援員	全小学校・前期課程へ1名配置 ※15学級以上の学校は1名追加	充実検討			
特別支援学級支援員	学級数に応じて配置 ※就学相談で特別支援学校判断が出た子どもの人数に応じて追加配置	充実検討			

(4) 学校生活支援シート・個別指導計画

学校生活支援シートや個別指導計画の作成や、個別指導計画において設定した目標に応じた個別最適な教材の効果的な活用に向け、教育支援ソフトの導入を検討していきます。

・適切な実態把握と個別指導計画の作成支援

支援が必要な子どもに対してより適切かつ詳細な実態把握を行い、効果的に資料の作成を行えるようにしていきます。

・個別指導計画に基づく個別最適な教材の活用支援

子ども本人の得意な力を生かした指導教材や、困り事の観点や伸ばしたい力に着目した教材、個々の子どもに応じたスモールステップを意識した教材を活用することが可能とし、成功体験を育み、より質の高い教育を行えるようにしていきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
教育支援ソフトの導入	試行実施検討	導入検討 効果検証			

（５）医療的ケアが必要な子どもへの支援

導尿、経管栄養、たん吸引、人工肛門（ストーマ）、血糖値測定・インスリン投与などの医療的ケアが必要な子どもに対し、主に就学相談時に、本人の健康状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校と相談しながら必要な看護師を配置しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
医療的ケア看護師の配置	申請に応じて配置	継続			

主な取組５ 教育相談の充実

（１）教育相談室

区内在住または区立学校在籍の幼児から高校生までの本人と保護者の教育に関する悩みや心配事などに対し、教育相談業務（来室相談・電話相談等）を行っています。来室相談では、面接室やプレイルームにおいてカウンセリングを実施します。その他、学校や巡回相談員、HEARTS 等との連携のもと、相談支援を行うことで、教育相談の充実を図ります。

（２）スクールカウンセラー

東京都が区内公立学校にスクールカウンセラーを配置しています。各学校１名が原則ですが、学校によっては１名から２名の追加配置があります。学校の教育相談体制の充実のため、子どもたちや保護者への心理的支援やカウンセリング、学級や学校等の集団に対するアセスメントと助言・援助、不登校・いじめその他学校における突発的な事件・事故等への心理的ケア、職員等への専門的な研修の実施や助言などを行っています。

（３）巡回相談員

特別な配慮が必要な子どもたちの状況把握、特別支援教育関係者との連携、いじめや不登校等の未然防止、改善ならびに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的としています。特に、特別支援教育の対象となる子どもたちの教育的ニーズを把握し、合理的配慮に基づいた具体的な支援策を検討し、指導・助言を行っています。さらに、全学校に配置している都費スクールカウンセラーとの情報共有や HEARTS・教育相談室との連携により、子どもたちや保護者からの相談や助言について効果のある対応がとれるよう学校の支援を行っています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
教育相談室	教育相談員 1 名、教育心理相談員 8 名	継続			
スクールカウンセラー	区立小学校へ 1 名、区立中学校へ 1 名、区立義務教育学校へ 2 名の配置 ※学校によって 1 名から 2 名の追加配置あり	充実検討 ※区での配置含む	継続		
巡回相談員	小・中・義務教育学校の 5 ～ 6 校を 1 つのグループとし、1 名の巡回相談員が訪問	継続			

方針 8 社会経済状況によらない教育の実現

目指す姿

- ◆ 子どもたちの将来の夢を実現する力と社会を変革する力が育まれるよう、経済的理由や社会状況により就学の機会が損なわれることなく、全ての子どもたちが平等に質の高い教育を受けることができます。

主な取組 1 就学援助

経済的に就学が困難と認められる、区内在住で公立小学校・中学校・義務教育学校に通う子どもたちの保護者に対し、学校教育法第 19 条に基づき、区として就学援助費支給要綱を定め、学用品費等の援助を行っています。なお、平成 30 年度から、新 1 年生および新 7 年生を対象とした新入学学用品費を前倒しで支給しています。

【援助対象費目】

学用品費、給食費、新入学学用品費、★校外教授費、★移動教室費、体育実技用具費、★卒業アルバム費、通学費、★医療費、夏季施設参加費など

※要保護者（教育扶助受給世帯）は、★印の費用が就学援助対象となり、その他の費目は教育扶助から給付されます。

※区立学校の給食無償化に伴い、就学援助費（給食費）については、保護者が学校等に納付した給食費の実費に限り、支給します。

※修学旅行費は、品川区立学校以外に在籍する 9 年生で、修学旅行の参加実績があり、かつ、保護者負担額がある場合に限り、支給します。

主な取組 2 教育の無償化

（１）補助教材費保護者負担軽減事業

品川区立学校に在籍する児童および生徒を対象に、在籍校での教育活動に必要な補助教材等の費用を公費で負担しています。

【対象物品】

- 教科書または教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書と併せて使用する副読本、解説書その他の参考書
- 学習の過程または休業日中に使用する各種の学習帳、練習帳、日記帳の類
- 上記 a および b に併せ、教育活動（授業）に使用する補助教材

（２）特別支援学校私費負担軽減補助事業

特別支援学校に通う子どもをもつ保護者の経済的負担を軽減するため、区内在住で特別支援学校に在籍する子どもの保護者へ補助金を支給します。

【対象費目】

- ・ 給食費、補助教材費、標準服費、修学旅行費

（３）修学旅行費用無償化

区立中学校・義務教育学校に在籍している生徒を対象に、交通費、宿泊費等の生徒の保護者が均一に負担すべきこととなる経費を補助します。自由時間の食事代・お土産代など生徒個人が支払う費用は対象外です。令和７年度については、１人あたり 75,000 円を上限として、修学旅行にかかる費用を補助します。なお、区内在住の特別支援学校中学部も対象とします。

（４）標準服購入費用無償化

区立中学校・義務教育学校（後期課程）の入学時における標準服（制服）の購入費用を無償化します。なお、区内在住の特別支援学校中学部も対象とします。

【対象物品】

・上衣（ブレザー、ジャケット）と下衣（スラックス、スカート）の夏服・冬服

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
保護者負担軽減事業	R6 年度事業開始	継続			
特別支援学校私費負担軽減補助事業	R6 年度事業開始	継続			
修学旅行費用無償化	R7 年度事業開始	継続			
標準服購入費用無償化	R7 年度事業開始 (R8 年度新入学者から対象)	継続			

主な取組３ 帰国児童・生徒等支援

様々な理由から日本語能力が不十分な帰国児童・生徒、外国人児童・生徒に対し、一定期間、集中的に日本語の習得および学習支援を行っています。日本語指導クラス（JSLⅠ）と学習指導クラス（JSLⅡ）に分かれており、JSLⅠでは学校生活での円滑なコミュニケーションのため、ひらがな・カタカナの読み書き、語彙や礼儀を、JSLⅡでは主に学校の教科書を使用し、文章読解などを重点的に学習します。指導は IWC 国際市民の会に委託しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
日本語教室	2 つの教室にて日本語指導を実施 (山中小学校・八潮学園に設置)	継続			

方針 9 充実した生涯学習・社会教育の機会の確保

目指す姿

- ◆地域の歴史と文化を継承する担い手となり、世代を超えてお互いがつながり、地位と社会を自ら創造する意識が区民に浸透しています。

主な取組 1 文化財の保護と活用

区内に所在する文化財を把握・調査し、保存を図り、また各種事業をとおり、文化財の周知・啓発を行っています。

(1) 文化財の保護

指定文化財として、仏像などの有形文化財、民俗芸能などの無形民俗文化財、史跡、天然記念物など、143 件を指定しています（令和 7 年 4 月 1 日時点）。文化財の保護のために調査を行ったり、指定した文化財の標識の設置などを行ったりしています。また、文化財の所有者に文化財保護のための保護奨励金や、修理補助のための保護事業費補助金を交付しています。

現在 32 か所ある周知の遺跡（包蔵地）内およびその周辺等の埋蔵文化財を保護するために、発掘調査および同調査記録の作成などを行っています。

【品川区の指定文化財の件数】

有形文化財		無形文化財		民俗文化財	記念物		合計
建造物	美術工芸品	芸能	その他	有形	史跡	天然記念物	
3	64	1	2	29	25	19	143

(2) 文化財の活用

子どもから大人まで文化財に親しめ、郷土への愛着と文化財保護に対する理解を深められるような事業を行っています。

- ・文化財めぐり…5 月、3 月の年 2 回区内の文化財を訪ねます。
- ・しながわくの魅力発見ツアー…テーマを設定して文化財等の魅力を発見するまち歩きを行います。
- ・文化財一般公開…文化の日に合わせて、区内にある区指定文化財などの公開を行います。
- ・子ども向け文化財企画…子ども達が歴史や文化財とふれあう機会としています。
- ・共催事業「江戸里神楽を観る会」…区内唯一の国指定無形民俗文化財「江戸の里神楽」の保持団体である間宮社中と共催で上演会を実施しています。

(3) 文化財保護審議会

重要な文化財の指定や区内文化財の保存活用を適切かつ有効に行うために、文化財に関し広く高い識見を有する各分野の専門家から意見・指導を受けています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
文化財の保護	指定文化財の指定や埋蔵文化財の発掘調査等を実施	継続			
文化財の活用	文化財めぐり等の事業を実施	継続			
文化財保護審議会	文化財保護審議会を開催	継続			

主な取組 2 学校図書館の充実

子どもたちの利用を推進するため、運営支援要員を配置し、学校図書館の充実を図っています。また、各学校図書館と公共図書館をネットワークでつなぎ、学校図書館が、公共図書館所蔵の資料を借りることができるようにすること等により、子どもたちの学習をサポートしています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
学校図書館運営支援業務委託	全校で実施 （週 2.5 日、一部大規模校 週 3 日配置）	継続			
				週 5 日配 置	

主な取組3 図書館運営

図書館では、生涯を通じて読書に親しめるよう、資料の充実、施設環境の整備、また、新たな情報媒体である電子書籍等への対応などにより、地域の情報拠点としての図書館づくりを推進しています。

(1) 品川区子ども読書活動推進計画

区では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成17年3月に「品川区子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、平成27年3月、令和2年3月の改定を経て、令和7年3月に令和7年度～11年度の計画を策定しています。計画では、「すべての子どもたちが、読書や本の活用等を通じて、豊かな感性を育み、実り多き人生を送る力を身につけること」を目的としています。

(2) 児童サービス

「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・保育園・幼稚園等と連携し、来館、または訪問しておはなし会、ブックトーク、図書館見学、職場体験などを実施するほか、春・秋の子ども読書の日フェア、夏休み期間のスタンプラリー、科学あそび教室など、子どもと本を結び付ける事業を実施しています。

(3) はじめてのえほん よんで よんで 事業

各保健センターと連携して、乳児のうちから本に親しむ習慣を身に付けてもらうため、区の4カ月児健康診査の対象となった乳児およびその保護者に対し、「絵本パック」（乳児向けの絵本1冊と推薦図書リスト、啓発用リーフレットを手提げ袋に入れたもの）を提供しています。保健センターにおいて4カ月児健康診査時に引換券を配付し、区立図書館と大崎駅西口図書取次施設にて「絵本パック」と引換えを行っています。

(4) ティーンズサービス

主に中学生・高校生段階の世代に向けて、読書の楽しさや魅力を伝える展示や事業を行っています。また、図書館事業の中では、ティーンズボランティアが活躍しており、図書をとおした自己実現や利用者との交流による地域貢献を実感する機会となっています。

(5) 電子図書館

スマートフォンや自宅のパソコンで電子書籍の貸出・利用を行っています。手軽な読書環境を整えることで、読書の推進を図っています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
品川区子ども読書活動推進計画	実施（R7～R11の計画）	継続			改定
児童サービス	全館で実施	継続			
はじめてのえほん よんで よんで 事業	全館で実施	継続			
ティーンズサービス	全館で実施	継続			
電子図書館	充実	継続			

学びを支える 教育体制の確保

- 将来の予測が困難で変化の激しい時代（VUCA の時代）の中、新しい時代の学びを支える質の高い教育体制を目指し、区固有教員の確保、生き生きと学び続ける教職員の養成とサポート体制の充実を推進します。
- 最新のテクノロジーを取り入れた先進的な学習方法と学校運営の実現を図るとともに、学校施設の整備と地域全体での見守り体制強化による安全・安心な教育環境づくりを推進します。

目指す姿

- ◆学び続ける教員が養成され、新しい時代の幼児教育・義務教育を先取りする区独自の学校運営が実現しています。

方針 10 教職員の養成およびサポート・指導体制の確保

主な取組 1 区固有教員の採用

他地区に異動することなく、将来にわたり品川の教育の中核を担う人材を確保・育成することを目的として、固有教員の採用・配置を行っています。固有教員は、本区の一貫教育や市民科、英語教育、品川コミュニティ・スクールなど区独自の教育施策の推進をしています。

採用した固有教員に対しては、区の教育施策に関する研修と夏季集中講座を実施し、施策理解および資質・能力の向上を図っています。また、固有教員が研修・研究のために購入する書籍等の費用について1人あたり年間約45,000円の自己啓発助成を行い、教員としてのスキルアップや専門性の向上を促しています。あわせて、固有教員に対して区独自に主任教諭・主幹教諭・指導教諭・主幹教諭・副校長・統括副校長（校長級）職の選考を実施し、固有教員のキャリアアップを保障しています。今後も、全区立学校における教育力の維持・向上の実現のため、採用を拡大していく予定です。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
区固有教員の 配置人数	平成 21 年度より採用（33 名）	採用			
区独自研修	区独自研修 7 回 職層別研修 1 回	区独自研修の充実 職層別研修の充実	継続		
外部研修	外部研修 20 回以上	継続			
統括副校長の配 置人数	1 名	充実			

主な取組2 学校職員等の配置

教員が本来担うべき業務の時間を確保できるよう、教員業務の一部（指導を除く）を補助する「スクール・サポート・スタッフ」や副校長業務を補助する「副校長補佐」、1年生から3年生において副担任相当の業務を担う「エデュケーション・アシスタント」を配置しています。また、教科担任制や一貫教育を推進するための「学校講師」や、個に応じた学習指導の充実やティームティーチングなどの指導の工夫を図るための「指導助手」を配置し、各学校が自校の状況に応じて活用しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11	
スクール・サポート・スタッフ	全区立小・中・義務教育学校・幼稚園	継続				
副校長補佐	全区立小・中・義務教育学校	継続				
エデュケーション・アシスタント	全区立小・義務教育学校前期課程	継続				
学校講師	区立小・中・義務教育学校	継続				
指導助手	区立小・中・義務教育学校	継続				

主な取組3 教職員の健康管理

(1) 健康診断

労働安全衛生法および学校保健安全法の規定に基づき、教職員の健康診断を実施しています。事業主には健康診断を実施する義務があり、教職員には健康診断や結核検診としての胸部レントゲン検査を受診する義務があります。雇入れ時健康診断、定期健康診断、各種がん検診（肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん）、情報機器作業従事者健康診断を行い、結果により教職員からの健康相談を受けています。全ての教職員が健康診断を受ける環境を整え、健康管理のサポートをします。

(2) ストレスチェック

教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェックを実施し、教職員自身のストレスへの気付きを促し、また、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげています。教職員自身が自らのストレスに気づき自発的に適切な対処をするとともに、職場のストレスの要因そのものも軽減するため、事業者や管理監督者による職場環境の改善を進めることなどにより、メンタルヘルス不調の発生を防止していくことが大切です。必要に応じて、学校訪問や産業医面接を実施します。

(3) 産業医面接

・働き方改革長時間労働産業医面接指導

平成 29 年 9 月より『しながわ働き方ルネサンス』に基づき教職員の長時間労働の改善に取り組み、平成 31 年 4 月より『働き方改革関連法』に基づき長時間労働等による健康リスクの高い教職員に産業医面接指導を実施しています。面接場所への移動による負担を軽減するためオンライン面接にも対応しています。

・心と体の不調による産業医面接

教職員の心身の健康をサポートするため、医学的知見をもち、働く環境や業務内容を勘案できる産業医の立場から総合的に教職員の健康をサポートするために、随時精神科の産業医による面接指導を実施しています。また、看護師による健康相談窓口も開設しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
健康診断 ・雇入れ健診 ・定期健診 ・情報作業従事者健診	4 月	継続			
	7 月～10 月	継続			
	11 月～12 月	継続			
ストレスチェック	6 月～7 月	継続			
産業医面接指導	必要に応じ随時	継続			
看護師相談窓口	必要に応じ随時	継続			

主な取組 4 相談体制の構築

学校で発生する様々なトラブルへの対応について、学校トラブル全般に関する総合相談窓口（学校トラブル総合相談窓口）および弁護士への法律相談窓口（学校トラブル法律相談窓口）を設け、専門家へ随時相談できる体制を構築しています。状況に応じて相談先を選択できる体制を構築し、事例に応じた専門家による迅速な対応を確保することで、教職員が安心して教育活動に専念できる時間を確保し、区立学校へ通う子どもたちおよびその保護者にとって良好な教育環境の整備を実現しています。

（１）学校トラブル総合相談

令和５年度より学校危機管理に特化した専門機関への業務委託を導入し、学校トラブル全般について相談しています。学校トラブル総合相談では、法的視点のみによらない多面的な助言により、学校のニーズに対して最適な解決案の提案が可能となります。また、学校トラブルの発生防止と解決能力向上を図るため、年２回、教職員向け研修を実施しています。

（２）学校トラブル法律相談

平成２５年度より教育訟務員を任用し、法的専門性が高い案件等について相談しています。学校トラブル法律相談では、弁護士の助言により法的な解決案の提案が可能となります。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
学校トラブル総合相談	相談業務、研修業務	継続			
学校トラブル法律相談	相談業務	継続			

（３）スクールロイヤー

令和６年４月より、いじめ・不登校分野に係る深い知識と豊富な経験を有する弁護士と委託契約を締結するかたちで学校支援チーム HEARTS の枠組みに弁護士が加わり、週１回程度、いじめ対応に係る問題の法的なサポートをしています。この取組は、「学校トラブル法律相談」とは別に、いじめ対応に特化した法律相談の一環として実施しています。

スクールロイヤーの配置により、いじめ問題に対する迅速かつ専門的な法的助言が可能となり、学校現場でのいじめ問題の対応力の向上、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に役立てています。

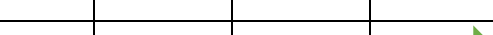
内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11	
困難事例対応法律相談	学校コンサルタント業務 保護者対応立会助言業務	継続				

主な取組5 教員研修の充実

教員の年齢、経験、職層に応じた研修や教育課題への対応向上のための研修を意図的・計画的に実施し、教員の資質・能力の向上を図っています。

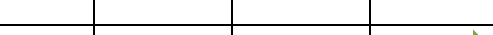
(1) 若手教員育成研修・中堅教諭等資質向上研修Ⅰ

若手教員育成研修では、採用1年目から3年目の教員に対し、教員としての基礎的・基本的な知識や技能を身に付けていくための研修を、系統的・段階的に行っています。また、教諭等としての在職期間が10年に達した教員に対し、教員としての伸長期から充実期にかけて必要な資質・能力の育成を図ることを目的として、「中堅教諭等資質向上研修Ⅰ」を実施しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
1年次（初任者研修）	教員1年目（10回）	継続			
2年次研修	教員2年目（3回）	継続			
3年次研修	教員3年目（2回）	継続			
中堅教諭等資質向上研修Ⅰ	教員11年目（8回）	継続			

(2) 職層研修

職層研修では、主任教諭や主幹教諭等を対象とした研修を実施しています。区や学校での中核的役割を担い、活躍することができる教員の育成を図っています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
主幹教諭任用時研修	主幹教諭1年目（1回）	継続			
主任教諭任用時研修	主任教諭1年目（1回）	継続			
品川区学校マネジメント講座	主任教諭2年目以上 （3回）	継続			

(3) 中堅教員研修

学校における教育活動の中心的存在である副校長および中堅教員を対象に、大学等のセミナーならびに講座の受講を勧奨し、創造的な見方・考え方や広い視点から学校教育を見直したりする力を身に付けられるようにしています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
中堅教員研修	教員6年目以上	継続			

主な取組6 研究推進

各学校（園）では、それぞれの教育課題の解決を図るため、授業力向上やテーマを設定し、校内研究を推進しています。その自主的な教育研究を援助するとともに、本区の教育活動の充実・発展を図るため、「品川区研究学校（園）」を募集し、指定を行っています。指定期間は2年間を原則とし、研究の2年目には発表を行います。

また、研究推進のための自主的な組織として「教育会」があり、各学校（園）の教職員が教科や教育課題ごとの分科会に所属し、授業力向上等のための研鑽に努めています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11	
校内研究	各学校に応じて推進	継続				
品川区 研究学校（園）	伊藤学園（２年目） 豊葉の杜学園（１年目） 富士見台中学校（１年目）	継続				
教育会	各部会にて推進	継続				

方針 11 教育 DX に向けた ICT 環境の整備

目指す姿

- ◆ ICT の活用が日常化し、全ての子どもたちと教職員にとって魅力があり、学習効果の高い教育ができています。

主な取組 1 学校 ICT の推進

(1) 校務システム

校務の効率化の観点から、教職員 1 人 1 台のパソコンを配備し、校務システムの管理運用を行っています。なお、子どもたちについての個人情報漏えい防止のため、セキュリティが確保されたネットワークを使用しています。

(2) 1 人 1 台端末

令和 3 年 2 月から区立小・中学校および義務教育学校の子どもたちに配備しているタブレット端末の運用管理を行っています。また、ICT 機器を快適に利用することができるよう、教育 ICT 環境の整備を行うとともに、端末等の活用をサポートするため、各学校に ICT 支援員を派遣し、教員の ICT 活用指導力の向上を図ります。

(3) 環境整備

オンライン調査や、授業でのデジタル教科書の利用といった、インターネット環境を利用する機会が増加するなど、教育のデジタル化が進んでいるため、子どもたちが学びを止めることなく快適な環境で授業を受けることができるよう、インターネットへの接続方式の変更や回線の増強を図り、ネットワーク環境の改善に取り組んでいます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
校務システム	全区立小学校・中学校・義務教育学校で実施	継続			
1 人 1 台端末	全区立小学校・中学校・義務教育学校で実施	継続			
環境整備	学校 Wi-Fi 環境を全区立小学校・中学校・義務教育学校で実施	ネットワーク環境の高速化等実施	継続		

主な取組2 教育DXの推進

デジタル教材の活用や個別最適化され学習支援により、児童・生徒一人ひとりの学習状況やニーズに応じた学びを提供し、教育の質の向上を目指します。

(1) デジタル教材の活用

1人1台端末を活用した、学習用、授業用の教材です。区では以下に示しているデジタル教材を活用しています。

・デジタル教科書の活用

…英語の学習者用デジタル教科書を、すべての小学校・中学校・義務教育学校に導入しています。

算数・数学の学習者用デジタル教科書は、小学校・義務教育学校前期課程では16校、中学校・義務教育学校後期課程では4校に導入しています。

・学習・授業支援ソフトの活用

ミライシード

…「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けたソフトです。ドリル教材やテスト教材があります。

ロイロノート・スクール

…「思考力」「プレゼン力」などを育てる授業支援クラウドです。

(2) 教育ダッシュボードの構築

様々な教育データを集約・可視化し、わかりやすく簡便に把握するためのツールとして、教育ダッシュボードの構築を検討し、子どもたちの学びの充実、教職員の授業支援を推進していきます。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
デジタル教材	全児童・生徒の1人1台端末へ導入	充実・検討 効果検証等			
教育ダッシュボード	教育ダッシュボードの構築に向けた検討		実施予定		

主な取組 3 業務環境の整備

(1) 夜間等電話対応委託

令和2年9月1日から教職員の働き方改革の一環として、平日の早朝や夜間の勤務時間外の電話対応について、委託業者による対応を導入しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
夜間等電話対応委託	全区立小学校・中学校・義務教育学校で実施	継続			

(2) 出退勤システム

勤怠の管理については、平成19年度から出退勤システムにより行っています。休暇や出張等の申請行為を電子化することで教員および管理職の負担軽減を図るとともに、教員一人ひとりの在校等時間の客観的把握に努めています。また、各学校の管理職が教員一人ひとりの在校等時間を客観的に把握できるよう、毎月教育委員会から統計情報を提供しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
出退勤システム	全区立小学校・中学校・義務教育学校で実施	継続			

方針 12 安全・安心な教育環境の整備

目指す姿

- ◆ハード・ソフトの両面における安全で安心な教育環境の中で、子どもたちが常に新しい時代の学びを享受することができるようになっていきます。

主な取組 1 学校改築の計画的な推進

- ・改築にあたり建物の老朽度、就学人口の動向や地域バランスなどを踏まえ効率的に計画を進めます。
- ・敷地内で学校運営を継続しながら改築を進めていく中で、建築手法の工夫や適切な建替計画を設定することで、子どもたちへの影響を最小限にするとともに、工期の縮減や経費の削減を図ります。
- ・省エネ・創エネ設備の導入などにより脱炭素化への取組を推進するとともに、環境教育への活用・啓発を行います。
- ・災害時には地域防災の要となるよう、非常用発電機や蓄電池、マンホールトイレ、防災備蓄倉庫などを整備し、防災機能の充実を図ります。

年次計画	目標				
	R 7（現状）	R 8	R 9	R10	R11
学校改築の計画的な推進	①浜川小 外構工事、竣工	—	—	—	—
	②第四日野小 校舎工事、外構工事	②第四日野小 外構工事、竣工	—	—	—
	③浜川中 校舎工事	③浜川中 校舎工事、外構工事	③浜川中 外構工事、竣工	—	—
	④城南第二小 校舎工事	④城南第二小 校舎工事	④城南第二小 校舎工事	④城南第二小 外構工事、竣工	—
	⑤源氏前小 校舎工事	⑤源氏前小 校舎工事	⑤源氏前小 校舎工事	⑤源氏前小 校舎工事、外構工 事	⑤源氏前小 校舎工事、外構工 事、竣工
	⑥鈴ヶ森小 校舎工事	⑥鈴ヶ森小 校舎工事	⑥鈴ヶ森小 校舎工事	⑥鈴ヶ森小 校舎工事	⑥鈴ヶ森小 校舎工事
	⑦浅間台小 実施設計	⑦浅間台小 校舎工事	⑦浅間台小 校舎工事	⑦浅間台小 校舎工事	⑦浅間台小 校舎工事
	⑧東海中 基本設計	⑧東海中 実施設計	⑧東海中 校舎工事	⑧東海中 校舎工事	⑧東海中 校舎工事

主な取組 2 学校施設の整備

大規模改修工事を計画的に実施するとともに、年間を通じて維持修繕を行い、良好な施設環境と教育環境の維持・向上を図ります。

○校舎等の整備

- ・老朽校舎等を計画的に整備することにより、教育環境の改善を図ります。
- ・学習・生活環境向上のため、臭気対策や老朽化した排水管改修などを施す便所改修工事と併せて、洋便器化も進めます。

○外壁・屋上改修

- ・外壁の劣化による雨漏り、コンクリートの剥落や窓の脱落等の危険を未然に防ぐため、計画的に外壁改修工事を行い、常に良好な状態を維持します。
- ・経年劣化した屋上の防水工事を行い、雨漏り等を防ぐことにより建物の良好な環境を維持します。

○学校体育施設整備

- ・経年により劣化した校庭や屋内運動場、プールを整備し、子どもたちの安全と避難所機能強化を図ります。
- ・昨今の猛暑に伴う水泳授業の実施率低下を改善するため、屋外プールに遮光ネットを設置することで熱中症リスクの軽減を図ります。
- ・設置後長期間経過した舞台照明を LED に取り替えることで、利便性の向上と環境負荷の低減を図ります。

○学校維持補修

- ・随時、維持修繕工事や樹木剪定などを行い、教育環境の維持・向上を図っています。

○学校維持管理

- ・子どもたちの学習や生活の場である学校施設を健全維持するため、機器の維持管理と法令に定められた点検を行っています。
- ・施設の環境維持のため、空調設備等の保守点検を行っています。
- ・登校や下校時、子どもたちの安全性確保のため、登下校区域防犯カメラの保守点検等を行っています。

主な取組3 通学路の安全

(1) 通学安全確認業務等

横断歩道などでの交通安全指導および通学路を含む学校周辺の巡視活動を行うことにより、児童の登下校時における安全・安心な体制を確立することを目的としています。また、児童を見守ることにより、地域防犯力が高まっています。

○児童通学確認業務（旗振り）…1校につき定置場所1～4か所

・シルバー人材センターへの業務委託（37校）

○児童通学環境整備業務（巡視）…学校周辺の巡視

・シルバー人材センターへの業務委託（34校）

・PTAへの業務委託（3校）

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
通学安全確認業務等委託	小学校および義務教育学校（前期課程）全37校で実施	継続			

(2) 安全・安心総点検

「通学路の安全・安心プログラム」に基づき、区立小学校および義務教育学校を3つのグループに分けて、それぞれ3年に1回行う「定期的な点検」と、通学路の変更や各学校の実態に応じた申し入れに応じて行う「随時の点検」を「安全・安心総点検」として実施しています。

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
安全・安心総点検	3年のサイクルで全ての学校で実施。	継続			

【定期的な点検実施校】

所管警察署	実施校		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
品川警察署	三木小学校、台場小学校、品川学園	城南小学校、御殿山小学校	浅間台小学校、城南第二小学校
大井警察署	山中小学校、鈴ヶ森小学校、八潮学園	大井第一小学校、立会小学校、伊藤小学校	鮫浜小学校、浜川小学校、伊藤学園
大崎警察署	日野学園	第一日野小学校、第四日野小学校	芳水小学校、第三日野小学校
荏原警察署	中延小学校、小山小学校、後地小学校、上神明小学校、荏原平塚学園	京陽小学校、宮前小学校、源氏前小学校、戸越小学校、清水台小学校	延山小学校、大原小学校、第二延山小学校、旗台小学校、小山台小学校、豊葉の杜学園

主な取組 4 83 運動

83 運動とは、「小学生の登下校時刻である午前 8 時と午後 3 時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守ろう」という見守り活動です。現在は、登下校時刻に限らず、買い物など外に出る機会があれば、子どもの様子を気にかけて見守ろうという運動になっており、推進委員会や PTA が主体となって進めています。より効果的な取組とするため、啓発グッズを作成したり広報しながらでお知らせしたりすることで、区民への運動内容の周知徹底を図っています。

【83 グッズ一覧】

年度	グッズ	作成数	配付先
R6	ポケットティッシュ	40,000	区立図書館、文化センター等
R5	ポケットティッシュ	12,000	区立図書館、文化センター
R4	ポスター マグネットポスター	5,000 150	小学校 PTA 連合会
R3	シールセット	20,000	区立小学校・義務教育学校全児童
R2	防犯パトロール用ベスト	380	小学校 P T A 連合会
元	ピンバッジ	1,000	83 運動賛同者イベント時に配付
30	クリアファイル	8,000	小学校 P T A 連合会
29	防犯パトロール用ベスト	300	小学校 P T A 連合会
28	自転車用防犯パトロール表示板	1,500	小学校 P T A 連合会
27	自転車用防犯パトロール表示板	1,500	小学校 P T A 連合会

内容／年度	R7（現状）	R8	R9	R10	R11
啓発グッズの作成・配付	随時	継続			
広報しながらへの掲載	4 月、10 月	継続			

第4章

用語解説

用語	説明
英数字	
3校種体制	区では、小学校、中学校、義務教育学校3つの校種を設置し学校教育を推進している。
83運動	「小学校の登下校時である8時と3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守ろう」という区内PTAが発案して始めた活動。
AI	人工知能（Artificial Intelligence）の略称。コンピュータが人間のように学習、推論、判断、行動する能力をもつように設計された技術やシステム。
ALT	外国語指導助手。Assistant Language Teacherの略称。英語教育を支援する役割をもつネイティブスピーカー。1・2年生、7～9年生の授業に入る。
CAPS	1人1台端末を使用しインターネットを通じて、生徒がグループで帽子屋を経営する、意思決定シミュレーション「経営体験学習」。全7年生で実施。
CBT	Computer Based Testing（コンピュータ ベースド テスティング）の略称。コンピュータを使った試験方式。
DE&I	ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンは、組織や社会において多様性を尊重し、公平性を確保し、すべての人々を包摂することを目指す概念。
DX	Digital Transformation（デジタル・トランスフォーメーション）の略称。デジタル技術を活用し、生活や事業経営を変革し、よりよい価値を生み出す。
HEARTS	スクールソーシャルワーカー、教育心理相談員、警察OB、指導主事による支援チーム。HELP（助ける）Encourage（励ます）Assist（手伝う）Rescue（救済する）Team Shinagawaの略称。
ICT	情報通信技術。Information and Communication Technologyの略称。情報処理および情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称。
JTE	英語専科指導員。Japanese Teacher of Englishの略称。英語教育を専門とする人材。3～6年生の全ての英語の授業において担任とともに授業に入る。
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善していくためのフレームワーク。
Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合したシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会のこと。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、次世代の社会モデルとして提唱。
あ行	
医療的ケア看護師	就学相談をとおり、医療的ケアが必要と判断された子どもへ必要なケアを行う。
イングリッシュキャンプ	グローバル人材育成塾に通う生徒がこれまでに育んだ英語力を生かす場として、英語のみを使う生活を体験する。宿泊型（2泊3日）と日帰り型の2コースがある。
インクルージョン	多様性。「包括」「包含」「包摂」などを意味し、多様な人材がそれぞれの個性や能力を尊重され活躍できる状態を指す。
ウェルビーイング	身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを指す概念。
エクイティ	公平性。全ての人々が力を発揮できるよう、個々の状況やニーズに応じた支援を行うこと。
エデュケーション・アシスタント	小学校・前期課程の1年生から3年生の副担任相当の業務を担う人材。

オンライン教育支援センター	不登校の児童・生徒が、オンライン上の仮想空間において、相談やコミュニケーション、学習支援などのサポートが受けられる事業。
か行	
学習支援員	学習に配慮を要する子どもへ学習支援を行う。 ※中学校・後期課程へ配置、小学校・前期課程は発達障害教育支援員を配置。
学校講師	教科担任制や一貫教育を推進するための人材。
学校生活支援員	身辺自立を要する子どもたちの安全確保や身辺介助を行う。
学校生活支援シート	本人や保護者の希望を踏まえながら、長期的な視点に立って乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うための計画。適時・適切な支援を受けることができるよう、保護者、教育、保健・医療、福祉等が連携して作成していく。
学校地域コーディネーター	「学校」と「地域」をつなぐ役割をもち、地域未来塾の運営、多様な活動に適したボランティアの募集や連絡・調整・外部講師の依頼、地域との連携活動、それらの活動の広報や事務的な仕事などを担うコーディネーター。
学校地域支援本部	品川コミュニティ・スクール内の組織。学校支援を直接行う。
教育支援センター	心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因により学校へ登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある児童・生徒が通室し、教育相談、学習や体験活動などのサポートを受けられる教育委員会で運営している施設等。
教育ダッシュボード	様々な教育データを集約・可視化し、わかりやすく簡便に把握するためのツール。
教育のインクルージョン	様々な状況の子どもたちが、学習活動に参加している実感や達成感をえながら充実した時間を過ごせるよう、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、多様な個性をもつ子どもたちが互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えていくこと。 ※東京都教育施策大綱より
区固有教員	他自治体への異動がなく、将来にわたって品川の教育の中核を担う人材を確保・育成することを目的として、平成 21 年度から区独自で任用している教員。
グローバル・イノベーション	新たな価値を生み出す革新的な取組。既存の技術やビジネスモデルを再構築したり、全く新しいものを生み出したりすることで、社会や経済に大きな変化をもたらすこと。
グローバル人材育成塾	「使える英語」の習得を目的とし外国人英語講師による英会話授業。
言語障害通級指導学級	知的発達の遅れがなく、話し方や聞き取りに不安のある子どもを対象とした通級指導学級。対象の子どもは、ほとんどの授業は在籍の学級で受け、週 1 回程度設置校へ行って指導を受ける。
合意形成	複数の関係者間で意見や利害が対立している状況において、対話を通じて、最終的にお互いが納得できる結論を導き出すプロセス。単に多数決で決めるのではなく、それぞれの意見を尊重し、可能な範囲で調整を重ねて、共通の理解や合意に至ることを目指す。
校区教育協働委員会	品川コミュニティ・スクール内の組織。学校運営に参画する。
合理的配慮	障害のある人が教育、就労、日常生活など、あらゆる場面で他の人と平等に社会参加できるよう、障壁を取り除くためのもの。一人ひとりに合った対応が求められ、提供する側の負担が過重にならない範囲で行われる必要がある。障害のある人と事業者（または関係者）が、お互いの状況を理解し、話し合いながら、適切な配慮の内容を決めていくことが大切。
交流及び共同学習	障害のある子どもと障害のない子どもが、学校教育の一環として、活動を共にすること。

個別指導計画	一人ひとりの子どもの実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもの。教育課程を具体化し、個々の指導目標、指導内容および指導方法を明確にし、きめ細やかに指導を実施するために作成する。
さ行	
指導助手	個に応じた学習指導の充実やチームティーチング等の指導の工夫を図るための人材。
品川アクティブライフプロジェクト	「ワンミニッツエクササイズ」、「テクニカルアドバイザー」、「品川スポーツトライアル」からなる体力向上に向けた具体的な取組。
品川オンライン英会話レッスン	1人1台端末を使用しインターネットを通じて海外にいる講師から指導を受ける授業。習熟度に応じ個別最適化された同時双方向のオンライン学習。
品川コミュニティ・スクール	学校と地域が連携・協働して、子どもたちを育てていく仕組み。学校と地域住民が一体となって、継続性を保ちながら、教育活動の改善や子どもたちの健全育成に取り組む。
品川地域未来塾	卒業生や教員 OB などの地域住民などを指導員として、子どもたちの基礎学力や学習意欲の向上を図るため、放課後や夏休みなどに、各学校の状況に応じて学習支援を行う。
自閉症・情緒障害特別支援学級	知的発達に遅れを伴わず、自閉症や選択性かん黙などにより通常の学級で学ぶことが難しい子どもを対象にした固定学級。
市民科	区の独自教科。教養豊かで品格のある人間を育てることを目指し、子どもたち一人ひとりが自らの在り方や生き方を自覚し、生きる道筋を見付けながら自らの人生観を構築するための基礎となる資質や能力を育むための教育。
市民科一貫プラン	各中学校区の子どもたちの実態や地域の特色等を踏まえて、取り組むテーマや内容等を定めて行う学習。
市民科学習	区が独自で作成した教科書を使った学習。
就学支援ファイル	就学相談の過程で作成した、就学相談票、面談票、児童・生徒実態把握票、個別の心理検査結果などの資料をまとめたファイル。具体的な生活の状況や成長・発達の様子等が記されている。保護者の同意のもと学校へ送付し、個別指導計画の作成に役立てるもの。
ジュニア・イングリッシュキャンプ	ネイティブスピーカーのスタッフとともに活動する中で、英語で会話をする楽しさを体感し、4年生までの「英語に親しむ」学習のまとめと5年生以降「英語を使う」学習への意識付けを行う。全4年生で実施し、自校型か TGG 型を選ぶことができる。
巡回相談員	特別な教育的ニーズのある子どもたちの実態について観察し、学校やスクールカウンセラーと情報を共有するとともに、教員へ必要な支援・助言を提供する人材。
スクールカウンセラー	学校に勤務し、子どもたちや教職員、保護者の心のケアや相談支援を行う専門家。
スクール・サポート・スタッフ	教員業務（子どもたちへの指導を除く）の一部を補助する人材。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が抱えている問題に対して、保護者や教職員、関係機関と連携しながら解決に向けた支援を行う専門職。
スクールロイヤー	学校や教育委員会と連携して法的サポートを提供する弁護士。
スコア型4技能検定	英語学習の成果を総合的に判断するために、英語に関する4技能（聞く・読む・話す・書く）を測定する。
スチューデント・シティ	品川学園内に設置された実際に近い街と店舗で、子どもが経営者や消費者の立場として経済体験をし、実社会の成り立ちや経済の仕組みなどを学習する。全5年生が実施。

た行	
ダイバーシティ	多様性という意味で、年齢、性別、国籍、人種、宗教、性的指向、障害の有無、学歴、価値観など、様々な違いをもつ人々が組織や社会に共存している状態。
ダイバーシティ＆インクルージョン	多様な人々がそれぞれの違いを認め合い、個々の特性を生かして活躍することができる状態。
知的障害特別支援学級	記憶、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、社会生活への適応が難しい子どもを対象にした固定学級。
ティームティーチング	複数の教師が協力して授業を行う教育方法。
統括副校長	都費教員における校長級職に相当する区固有教員の役職。市民科や英語教育など区独自の一貫教育の推進、地域との連携・協働などにおいて中心的な役割を担う。
特別支援学級支援員	特別支援学級に在籍する子どもたちの身辺自立に向けた介助、支援および学習支援をあわせて行う。
特別支援教室	知的発達の遅れがなく、発達障害等のある子どもを対象としている。対象の子どもは、ほとんどの授業は在籍の学級で受け、週1回程度校内で訪問指導教員からの指導を受ける。
な行	
難聴通級指導学級	知的発達の遅れがなく、聞こえに不安のある子どもを対象とした通級指導学級。対象の子どもは、ほとんどの授業は在籍の学級で受け、週1回程度設置校へ行って指導を受ける。
は行	
発達支持的生徒指導	特定の課題を想定するのではなく、全ての子どもたちを対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤。
発達障害教育支援員	発達障害のある子どもたちが安心して円滑に在籍学級での学習を継続できるよう、通常の学級において学習や学校生活についての支援を行う。 ※小学校・前期課程へ配置。
ファイナンス・パーク	1人1台端末を使用しインターネットを通じて、個人のお金に関する意思決定と進路選択を主たるテーマとする「生涯設計体験学習」。全8年生が実施。
副校長補佐	副校長業務を補助する人材。
フリースクール	不登校の状況にあるお子さんに対し、民間において、自主的に設置・運営され、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの、授業形式による学習などを実施する施設。
病弱特別支援学級	昭和医科大学病院に入院する医療上の管理が必要な子どもを対象とした固定学級。
保護者アンケートおよび児童・生徒アンケート	区立学校に通う子どもおよびその保護者を対象に毎年実施しているアンケート調査。
ま行	
学びの多様化学校	不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校。
ら行	
レジリエンス	直面した困難に対してたくましく、しなやかに立ち向かい、乗り越える能力。

**品川区教育振興基本計画 品川区教育ビジョン
アクションプラン**

発行：令和 7 年 11 月

品川区教育委員会事務局

教育総合支援センター教育施策推進担当

〒140-8715 品川区広町 2 丁目 1-36

Tel.03-5742-3859

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

